

第3次みずまき男女共同参画プラン

一人ひとりの人権と個性が尊重され、
性別にかかわりなく活躍できる協働のまちづくり



平成 31 年 3 月
福岡県 水巻町

はじめに

水巻町では、「第5次水巻町総合計画」を策定し、「学びあう町になる」「子育てにやさしい町になる」「健やかで支えあえる町になる」「居心地がいい町になる」「働く町になる」の5つのなりたい姿を掲げ、様々な施策を実施しています。これらの施策を進めるためには、一人ひとりが互いの人権を尊重し、性別にかかわりなく、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

これまで、平成16年3月に「MIZUMAKI★自分らしく生きる21～みずまき男女共同参画プラン」、平成21年3月に「第2次みずまき男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して、さまざまな施策を総合的・計画的に推進してまいりました。

この度、「第2次みずまき男女共同参画プラン」の満了に伴い、第2次プランの成果や課題、住民アンケートの結果を踏まえ、水巻町男女共同参画懇話会からの答申を基に「第3次みずまき男女共同参画プラン」を策定しました。

今後は、このプランに基づき、基本理念である「一人ひとりの人権と個性が尊重され、性別にかかわりなく活躍できる協働のまちづくり」の実現に向けて、国・県及び関係機関との連携はもちろんのこと、住民の皆さん、事業所の皆さんとともに、積極的に取り組んでまいります。皆さんにおかれましても、家庭、地域、職場、学校等あらゆる場面で男女共同参画の視点を取り入れ、誰もがいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現に向けて、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、熱意あるご意見やご提案をいただきました水巻町男女共同参画懇話会委員の皆さん、住民アンケートやパブリックコメントを通じて貴重なご意見をいただきました住民の皆さんに心からお礼を申し上げます。



平成31年3月

水巻町長 美浦 喜明

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の実施期間	3
4 計画の策定体制	4
5 近年の男女共同参画の動向.....	5
(1) 国際社会の動き.....	5
(2) 国の動き	6
(3) 福岡県の動き.....	7
6 水巻町のこれまでの動き.....	8
第2章 水巻町の男女共同参画の現状.....	9
1 統計からみる現状	9
(1) 人口・人口動態.....	9
(2) 雇用・就労状況.....	12
(3) 政策・方針決定過程の場.....	14
2 住民アンケート調査からみる現状.....	15
(1) 固定的性別役割分担意識.....	15
(2) 男女の地位の平等感.....	16
(3) 暴力などの人権侵害.....	17
第3章 計画の基本的な考え方.....	18
1 基本理念	18
2 基本目標	19
3 計画の体系	20
第4章 計画の内容.....	21
基本目標1 男女共同参画の意識が根づき、理解が深まるまちづくり.....	21
(1) 男女共同参画社会実現のための意識啓発.....	21
(2) 男女共同参画の視点にたった教育の推進.....	25
基本目標2 男女がともに地域で支えあうまちづくり.....	27
(1) 行政における男女共同参画の推進.....	27
(2) 地域における男女共同参画の推進.....	29
基本目標3 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり.....	35
(1) あらゆる暴力の根絶と被害者支援.....	35
(2) 誰もが安心して生活できる支援の充実.....	41
基本目標4 男女がともに自立し、活躍できるまちづくり.....	44
(1) 就労の場における男女共同参画の推進.....	44
(2) 仕事と家庭との両立支援.....	49

第5章 計画の推進	54
1 推進体制の整備	54
2 連携体制の整備	54
3 計画の進捗管理	55
資料編	58
1 水巻町男女共同参画懇話会条例	59
2 水巻町男女共同参画懇話会委員名簿	61
3 計画策定の経過	61
4 水巻町男女共同参画推進委員会要綱	62
5 関連諸法	64
(1) 男女共同参画社会基本法	64
(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	67
(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	72
6 関運用語集	77
7 関連年表	79

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会」とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。（男女共同参画社会基本法 第2条）

平成25年6月、国は成長戦略の柱のひとつに「女性の活躍推進」を位置づけ、平成27年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、社会全体で女性の活躍推進に向けた動きが拡大してきました。また、平成27年12月には「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、以下の4つを目指すべき社会として、その実現に向けた取り組みが進められています。

「第4次男女共同参画基本計画」

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

※男性中心型労働慣行：勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性を中心とした労働慣行

近年では、東日本大震災（平成23年3月）や熊本地震（平成28年4月）を機に防災や災害対応においても男女共同参画の視点に立った取り組みの必要性が認識されるようになってきました。

また、「イクメン」や「イクボス」といった言葉も浸透しており、男性、女性がともに仕事も家庭も充実し、ワーク・ライフ・バランスの確立を実現するための動きが活発化しています。



男女共同参画の考え方

人は生活を営む上で、家庭・地域・職場などのあらゆる場に参画をしています。その人々の意識は十人十色それぞれです。

例えば子育てでは、「子育てをしながら仕事を続けたい」「子育てにもっと参加したい」「子育てに専念したい」「仕事に専念したい」など様々な考え方の人がいます。しかし、女性が「子育てをしながら仕事を続けたい」と考えたり、男性が「子育てにもっと参加したい」と考えたりしても、世の中の風潮や人々の意識の中には、それを阻むようなさまざまな考え方や環境があることが考えられます。

男女共同参画社会の実現のためには、男女にかかわらず「参画したい」という考え方を認め合い、それを推進する環境が大切となります。

■例えば、女性が「子育てをしながら仕事を続けたい」という思いを阻むさまざまな考え方や環境



本町では、平成16年3月に「MIZUMAKI★自分らしく生きる21～みずまき男女共同参画プラン～」(以下「第1次プラン」とする。)、平成21年3月に「第2次みずまき男女共同参画プラン 前期実施計画」(以下「第2次プラン 前期実施計画」とする。)、平成26年3月に「第2次みずまき男女共同参画プラン 後期実施計画」(以下「第2次プラン 後期実施計画」とする。)を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて計画的に取り組みを進めてきました。

男女共同参画の推進は、本町の未来を拓く上で、必要不可欠なことから、今回の「第3次みずまき男女共同参画プラン」(以下「第3次プラン」とする。)においては、男女共同参画の視点に立った災害対策、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性活躍推進法の成立など、「第2次みずまき男女共同参画プラン」策定以降の社会環境の変化等にも対応した取り組みを強化していくため、本町における現状と課題を明らかにして、今後、取り組むべき男女共同参画に関する基本方針と施策の体系化を示すものです。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」（平成 11 年法律第 78 号）第 9 条及び第 14 条第 3 項に規定する市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（「市町村男女共同参画計画」）に相当するものです。
- 本計画は、国の男女共同参画基本計画（「第 4 次男女共同参画基本計画」）及び福岡県の男女共同参画基本計画（「第4次福岡県男女共同参画計画」）を考慮しながら定めています。
- 本計画は、「水巻町総合計画」や「水巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略」等、町の関連計画との整合を図りながら、本町における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。
- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号）第 2 条の 3 第 3 項に規定する市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（「市町村基本計画」）として位置づけます。
- 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）第 6 条第 2 項に規定する市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（「市町村推進計画」）として位置づけます。

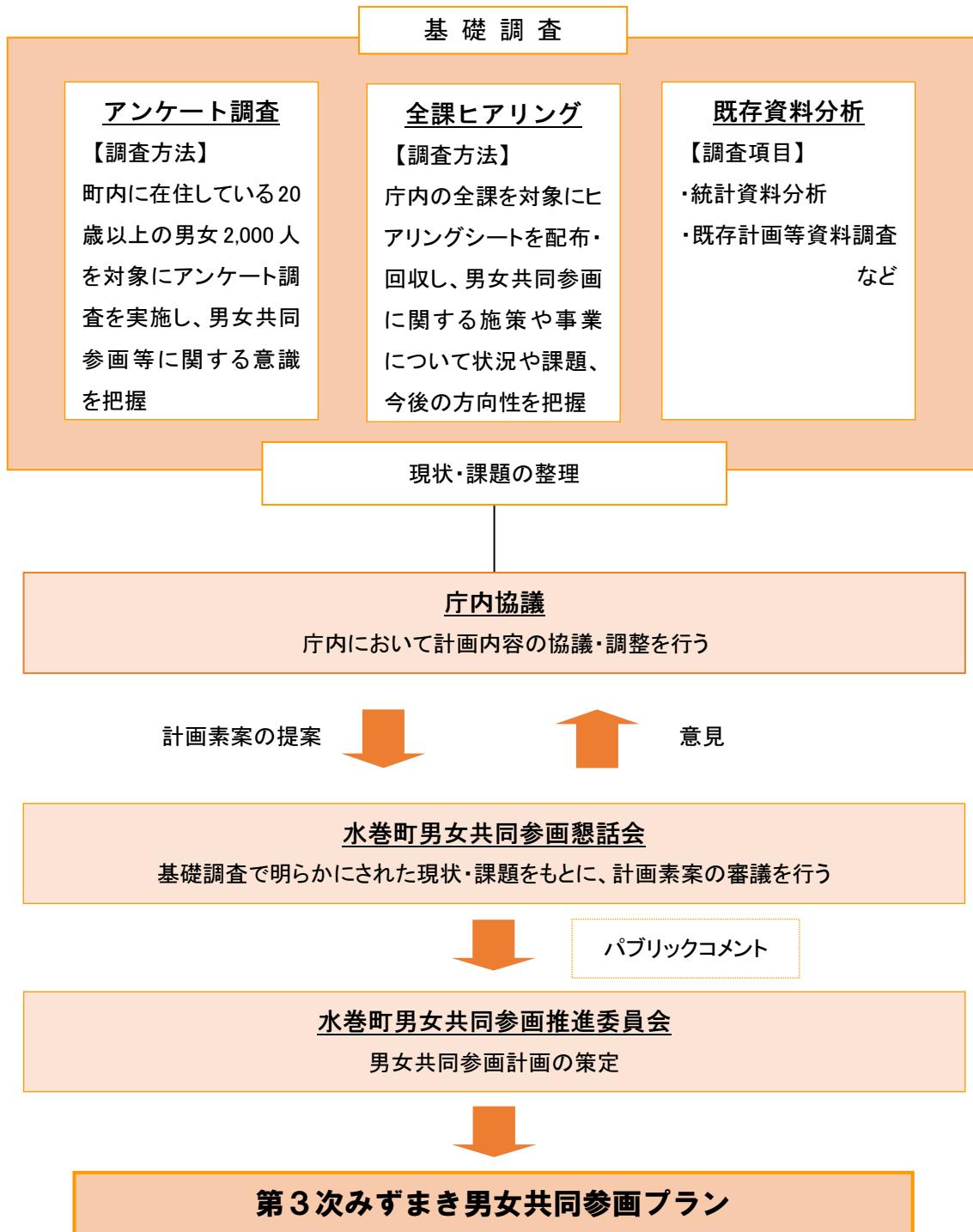
3 計画の実施期間

本計画の実施期間は、2019 年度～2028 年度までの 10 年間とします。また、実施計画は、2019 年度～2023 年度までの 5 年間を前期実施計画とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などを踏まえて 2023 年度に見直しを行い、2024 年度～2028 年度までの 5 年間を後期実施計画とします。

なお、本計画の基本理念・基本目標は 10 年間の期間とし、重点課題・施策の方向・具体的な施策は 5 年間の期間とします。

2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
第 3 次みずまき男女共同参画プラン									
前期実施計画					後期実施計画				
見直し					進捗状況を適宜、把握・点検				

4 計画の策定体制



5 近年の男女共同参画の動向

(1) 国際社会の動き

年	内 容
平成 17 (2005) 年	行動綱領や成果文書の評価・見直しを目的とした「第 49 回国連婦人の地位委員会（北京+10）」が開催され、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言が採択されました。
平成 21 (2009) 年	日本が女子差別撤廃条約に基づいて提出した第6回政府報告に対し、女子差別撤廃委員会の最終見解が公表されました。
平成 22 (2010) 年	「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されてから 15 年。これを契機として、第 54 回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）が国連本部（ニューヨーク）で開催されました。日本代表による演説では、メリハリをつけた実効性のある第3次男女共同参画基本計画を策定していくこと、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の2度にわたる改正を含む女性に対する暴力根絶のための取組などが報告されました。
平成 23 (2011) 年	平成 22 (2010) 年の国連総会決議により、ジェンダー問題事務総長特別顧問室(OSAGI)、女性の地位向上部(DAW)、国連婦人開発基金(UNIFEM)、国際婦人調査訓練研修所 (INSTRAW) を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women)」が正式発足されました。
平成 24 (2012) 年	第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。日本代表による演説では、第3次男女共同参画基本計画において「活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進」を重点分野として掲げていることや、UN Women の活動に対し、積極的に貢献していく考え方などを表明しました。
平成 26 (2014) 年	第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が再度採択されました。
平成 27 (2015) 年	「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されてから 20 年。これを契機として、第 59 回国連婦人の地位委員会（「北京+20」）が国連本部（ニューヨーク）で開催されました。日本代表による演説では、「北京+15」以降の第3次男女共同参画基本計画に基づく国内の取組の推進について触れ、さらに、女性の活躍推進のための法律案の国会提出、第4次男女共同参画基本計画の検討等現在進める取組などについて述べました。 UN Women 日本事務所が開設されました。 「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs) が採択されました。

(2) 国の動き

年	内 容
平成 22 (2010) 年	「男女共同参画基本計画（第2次）」が見直され、平成 21（2009）年に公表された女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項も踏まえ、「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。
平成 24 (2012) 年	経済社会で女性の活躍を促進するため、①男性の意識改革、②思い切ったポジティブ・アクション（積極的改善措置）、③公務員から率先して取り組む、の3つを柱とした、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画が策定されました。
平成 25 (2013) 年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象となりました。
平成 26 (2014) 年	「日本再興戦略」改訂 2014（2014年6月24日閣議決定）に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられ、女性の更なる活躍推進に向けた施策を、「育儿・家事支援環境の拡充」、「企業等における女性の登用を促進するための環境整備」及び「働き方に中立的な税・社会保障等への見直し」の大きく3つの柱で示されました。
平成 27 (2015) 年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布され、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が事業主に義務付けられました。 12月に「第3次男女共同参画基本計画」が見直され、女性活躍推進法の成立、M字カーブ問題や働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化などを踏まえた、「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。
平成 28 (2016) 年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が完全施行され、「女性活躍加速のための重点方針 2016」と「女性の活躍推進のための開発戦略」が策定されました。
平成 30 (2018) 年	衆議院、参議院及び地方公共団体の議会の議員の選挙で、男女の候補者ができる限り同数となることを目指すなどとした、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。

(3) 福岡県の動き

年	内 容
平成 18 (2006) 年	DV防止法に基づく「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の策定、また、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定を受け、「第2次福岡県男女共同参画計画」が策定されました。
平成 23 (2011) 年	「第2次福岡県男女共同参画計画」及び「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が見直され、「女性のさらなる社会進出を推進し、女性が多様な分野で能力を発揮する、活力ある社会を作る」ことを目標とした「第3次福岡県男女共同参画計画」及び「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されました。
平成 26 (2014) 年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正を受け、「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」から「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に改定されました。
平成 27 (2015) 年	福岡国際女性シンポジウム「あなたが輝く“未来”へ 男女 500 人のトーカセッション in 福岡」が開催されました。
平成 28 (2016) 年	国における第3次男女共同参画基本計画に基づく施策の推進や女性活躍推進法の制定など、課題や社会生活の変化をふまえ、「第4次福岡県男女共同参画計画」が策定されました。 第2次計画の期間満了に伴いこれまでの取り組みや課題を検証した、「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定されました。 女性がいきいきと働き活躍できる社会を目指し、行政、経済団体、関係団体が一体となって女性の活躍を支援するため、「福岡県女性の活躍応援協議会」が設立されました。 3回目となる「福岡国際女性シンポジウム」が開催され、男女がともに活躍する未来の福岡のために私たち一人ひとりが取り組む行動目標「福岡からの5つの行動宣言」がまとめました。
平成 29 (2017) 年	「平成29年度福岡県女性の活躍応援協議会」が開催され、協議会が一体となって取り組みを進めるうえでの方向性が「福岡の女性活躍行動宣言」に取りまとめられ、採択されました。

6 水巻町のこれまでの動き

年	内 容
平成 14 年 (2002) 年	男女共同参画に関する意識と実態を把握し、今後の男女共同参画行政をよりよく進めるための基礎資料を得ることを目的に、町内の 18 歳以上男女 3,000 人を対象に、男女共同参画に関する意識調査を実施しました。 男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、水巻町男女共同参画推進委員会設置要綱を制定し、町長を委員長とする男女共同参画推進委員会を設置しました。
平成 15 年 (2003) 年	「第 3 次水巻町総合計画後期基本計画」の中で、改めて「男女共同参画社会の推進」を掲げました。 町の諮問機関である「第4期水巻まちづくり懇話会」から、「水巻町男女共同参画社会づくりについての提言～くらしやまちを自分らしくイキイキと！～」が提言されました。
平成 16 年 (2004) 年	提言を受けて、「MIZUMAKI★自分らしく生きる 21～みずまき男女共同参画プラン～」(第 1 次プラン) を策定しました。
平成 17 (2005) 年	男女共同参画社会の実現に向けて、広く町民の意見を求め、総合的、かつ、効果的な施策の推進を図るため、「水巻町男女共同参画懇話会条例」を制定し、水巻町男女共同参画懇話会を設置しました。
平成 20 (2008) 年	「第 1 次プラン」の見直しにあたり、町内の 20 歳以上男女 2,000 人を対象に、男女共同参画に関する意識調査を実施しました。
平成 21 (2009) 年	国の「男女共同参画基本計画（第2次）」や県の「第2次福岡県男女共同参画計画」、町の「第1次プラン」に掲げた施策の進捗状況、平成 20 (2008) 年に実施した住民意識調査の結果、懇話会からの提言などを踏まえて「第2次みずまき男女共同参画プラン」を策定しました。
平成 22 (2010) 年	「みずまき・あすばる男女共同参画地域づくり事業実行委員会」が発足し、チラシの作成、コスモスマつりへの参加、成人式でのチラシ配布、学習会の開催など、様々な活動を実施しました。
平成 23 (2011) 年	「第2次プラン」の見直しのため、「第4次水巻町総合計画後期基本計画」の意識調査の中で町内の全世帯を対象に、男女共同参画に関する意識等を調査し、現状分析を行いました。
平成 26 (2014) 年	国の「第3次男女共同参画基本計画」や県の「第3次福岡県男女共同参画計画」、平成 23 (2011) 年に実施した住民意識調査の結果、懇話会からの提言などを踏まえて、町の「第2次プラン」の施策の方向や具体的な施策の見直しを行い、3月に「第2次みずまき男女共同参画プラン 後期実施計画」を策定しました。
平成 29 (2017) 年	「第2次プラン後期実施計画」の見直しにあたり、町内の 20 歳以上男女 2,000 人を対象に、男女共同参画に関する意識調査を実施しました。

第2章

水巻町の男女共同参画の現状

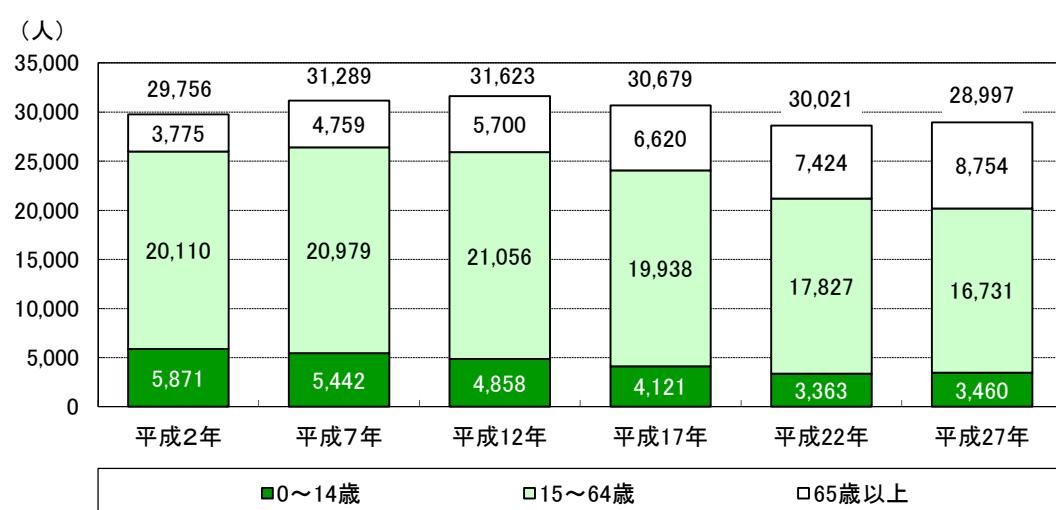
1 統計からみる現状

(1) 人口・人口動態

本町の総人口は平成27年現在、28,997人で平成12年以降減少しています。年齢3区分別でみると、15歳～64歳の人口割合は一貫して減少しています。また、65歳以上の人口割合は増加し、平成27年では30.2%となっています。

人口ピラミッドをみると、男女とも65～69歳の年齢層が大きくなっています。また、45～49歳以上の世代では男性より女性の人口が多くなっています。

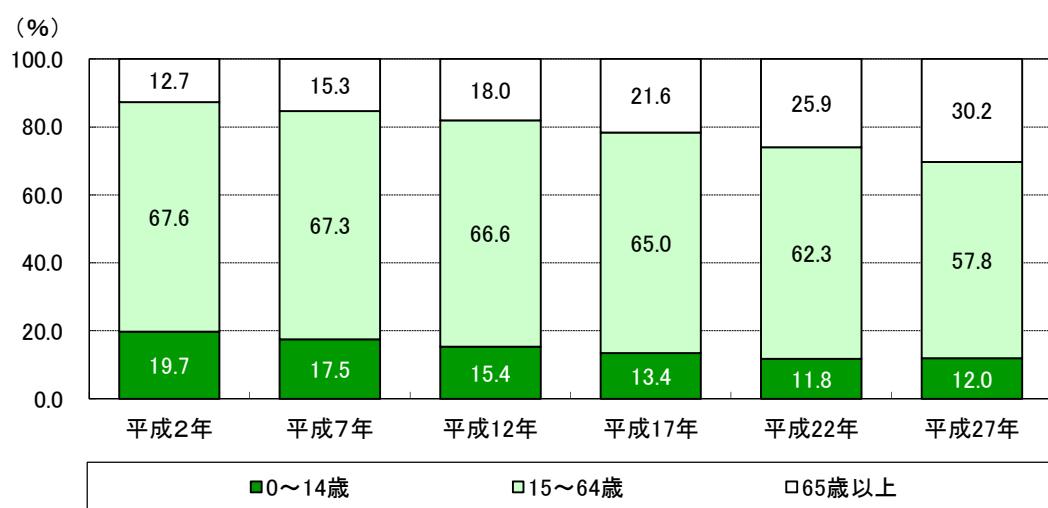
■年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

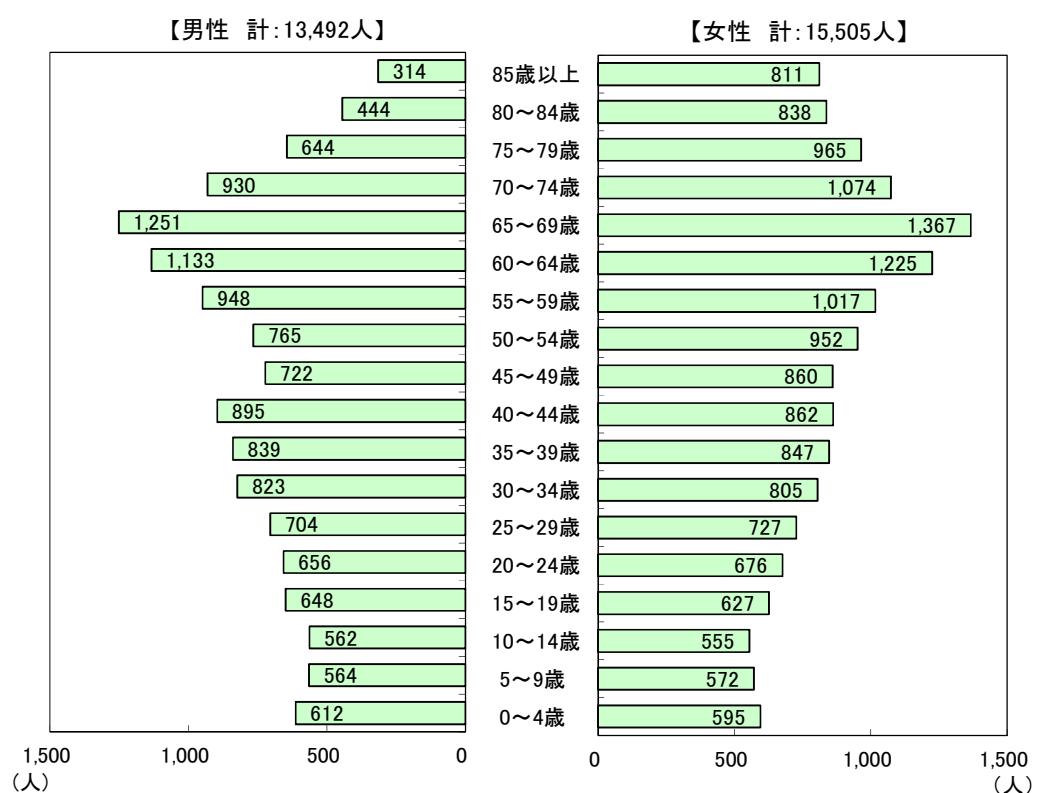
※総数は年齢不詳を含む

■年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査

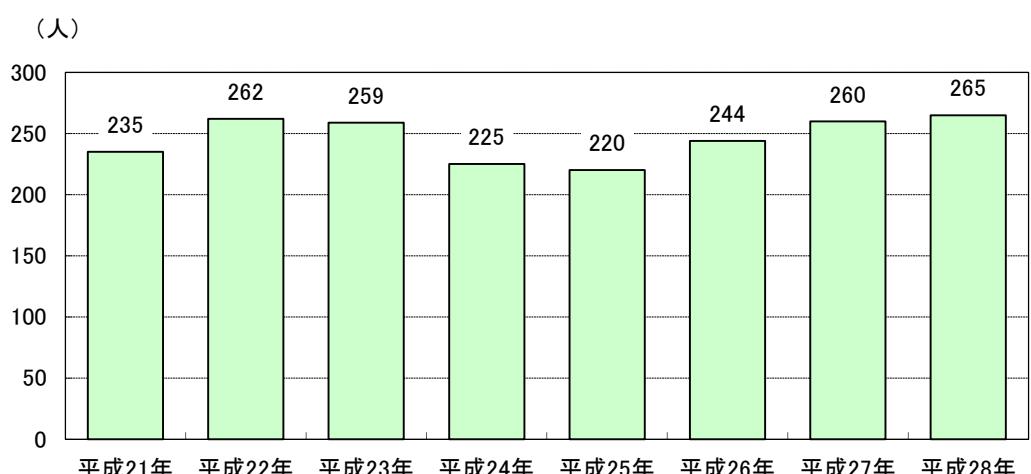
■人口ピラミッド (平成 27 年国勢調査)



資料：国勢調査

出生数は、増減を繰り返しながら平成 28 年では 265 人となっています。

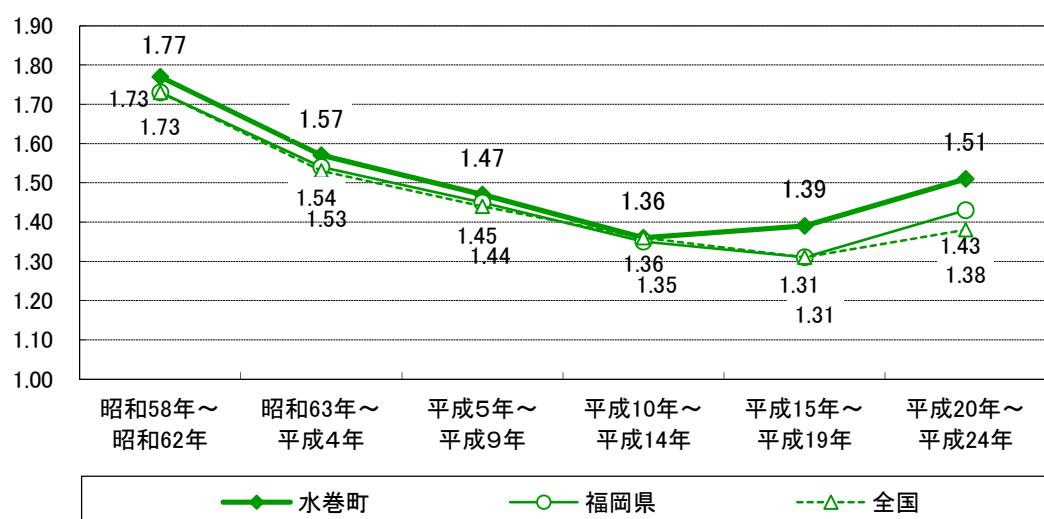
■出生数の推移



資料：人口動態調査

本町の合計特殊出生率は、近年は上昇傾向となっており、平成20年～平成24年では1.51となっています。また、福岡県、全国を上回っています。

■合計特殊出生率の推移



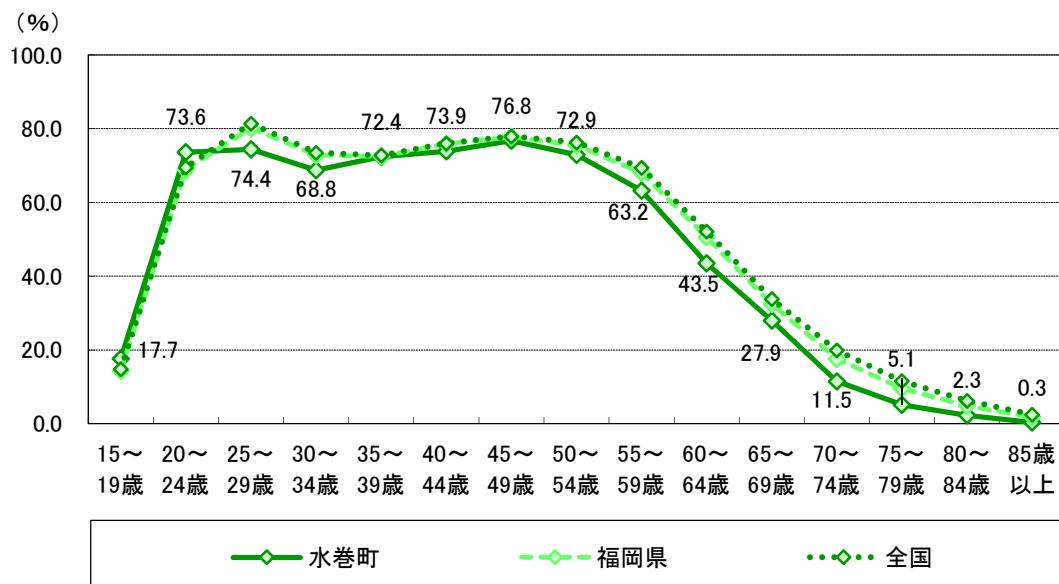
資料：厚生労働省「人口動態統計特殊報告（人口動態保健所・市区町村別統計）」

※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

(2) 雇用・就労状況

女性の労働力率を年齢別にみると、20歳代はほぼ横ばいで推移し、30歳代前半で減少しています。その後、30歳代後半から40歳代後半にかけて増加し、50歳代前半以降は減少しています。国、福岡県に比べて本町は20歳代後半の労働力率が低くなっています。

■女性の労働力率の推移（平成27年国勢調査）

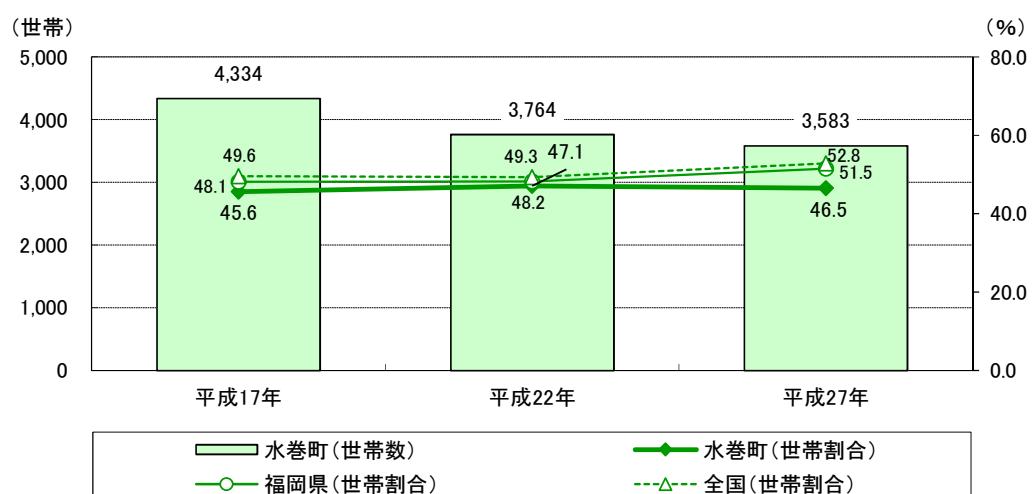


資料：国勢調査

※労働力率：就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合

本町の子どもがいる夫婦の共働き世帯割合をみると、全国、福岡県より共働き割合は低くなっています。また、平成22年から平成27年にかけて割合が低くなっています。

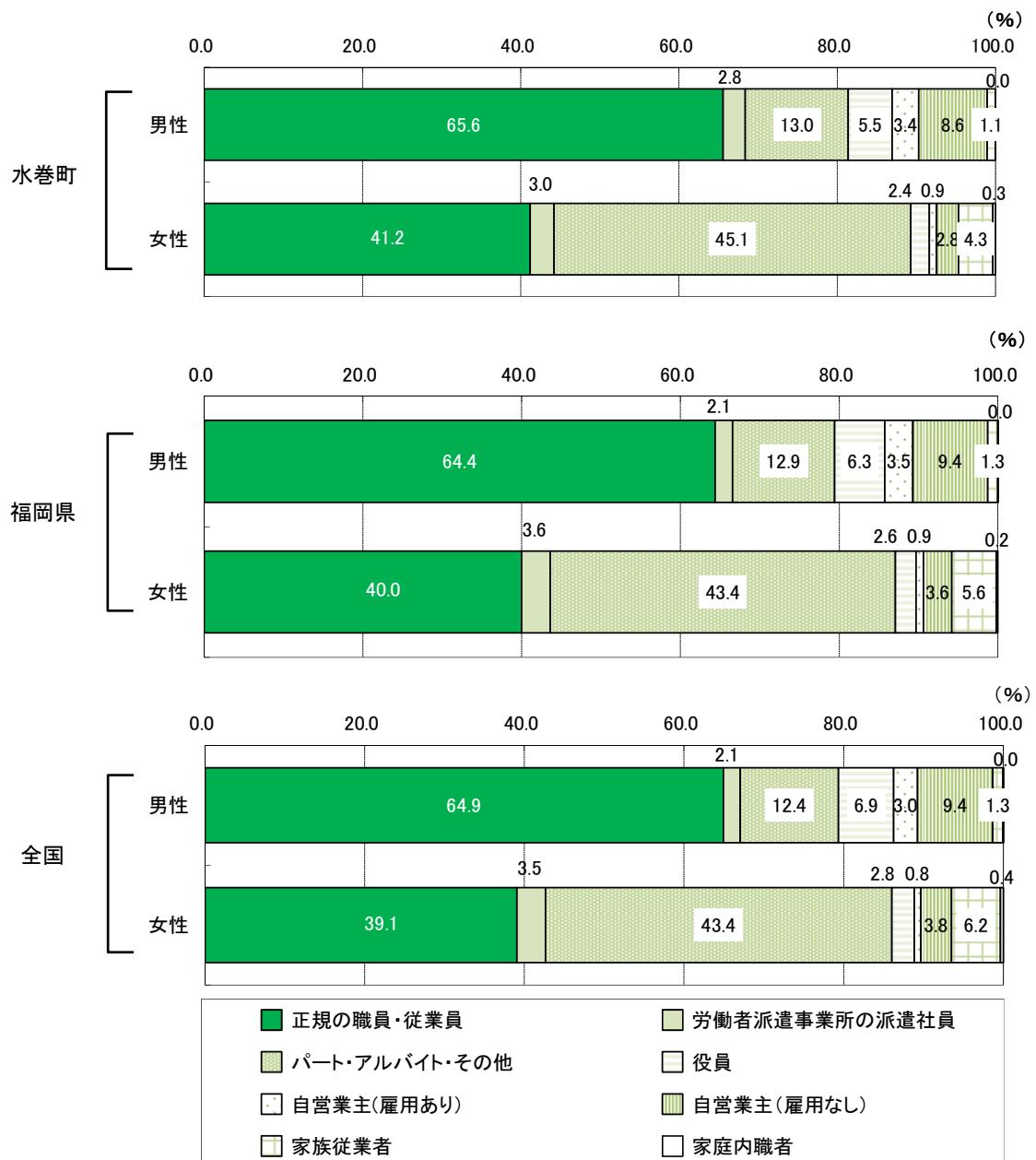
■子どもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移



資料：国勢調査

本町の雇用者における従業上の地位の状況をみると、女性は男性より正規の職員・従業員の割合が低く、パート・アルバイト等の非正規の割合が高くなっています。福岡県・国と比較すると、男女ともに正規の職員・従業員の割合は若干高くなっていますが、大きな差はありません。

■従業上の地位の状況



資料：国勢調査（平成 27 年）

(3) 政策・方針決定過程の場

町の管理職等における女性の登用状況をみると、課長補佐・係長・主査以上の役職者における女性の割合は、25.0%となっています。なお、職員全体の女性の割合は36.4%となっています。

審議会等の女性の登用状況をみると、審議会等における女性の割合は31.7%となっており、全国（37.4%※平成29年9月30日現在）と比較すると、5.7ポイント低くなっています。

町議会議員に占める女性の割合は18.8%で、定数16人のうち女性は3人となっています。

■町の管理職等における女性の登用状況（平成30年4月1日現在）

（単位：人・%）

	総数	男性	女性	女性の割合
職員全体	154	98	56	36.4
合 計	64	48	16	25.0
課長・主幹	18	15	3	16.7
課長補佐・係長・主査	46	33	13	28.3

資料：水巻町

■地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用状況（平成30年4月1日現在）

（単位：人・%）

	総数	男性	女性	女性の割合
審議会等	401	274	127	31.7

資料：水巻町

■地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等の女性の登用状況（平成30年4月1日現在）

（単位：人・%）

	総数	男性	女性	女性の割合
委員会等	25	20	5	20.0

資料：水巻町

■町議会議員に占める女性の割合（平成30年4月1日現在）

（単位：人・%）

	総数	男性	女性	女性の割合
町議会議員	16	13	3	18.8

資料：水巻町

■自治会の女性の登用状況（平成30年4月1日現在）

（単位：人・%）

	総数	男性	女性	女性の割合
自治会会长	31	30	1	3.2
自治会副会長	29	24	5	17.2
自治会役員	298	194	104	34.9

資料：水巻町

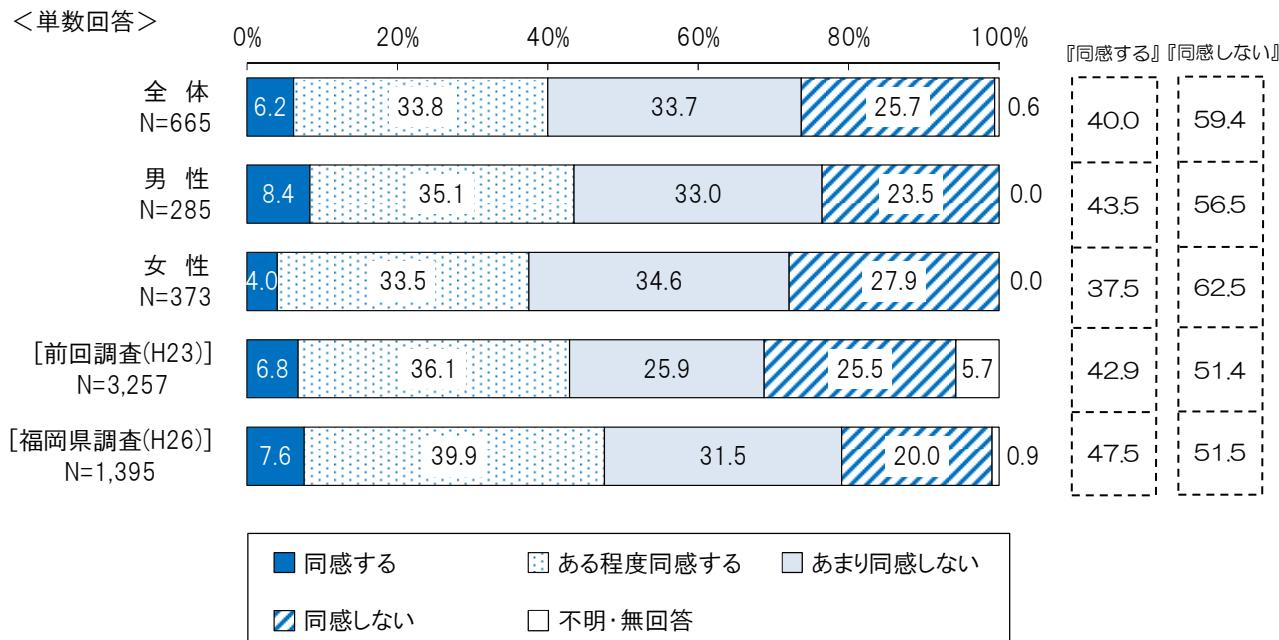
2 住民アンケート調査からみる現状

平成29年10月に実施した「男女共同参画に関する住民アンケート調査」にみる、主な結果については以下の通りです。

(1) 固定的性別役割分担意識

■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

『同感しない』は59.4%、『同感する』は40.0%となっています。また男女別では、男性の43.5%、女性の37.5%が『同感する』と回答しています。



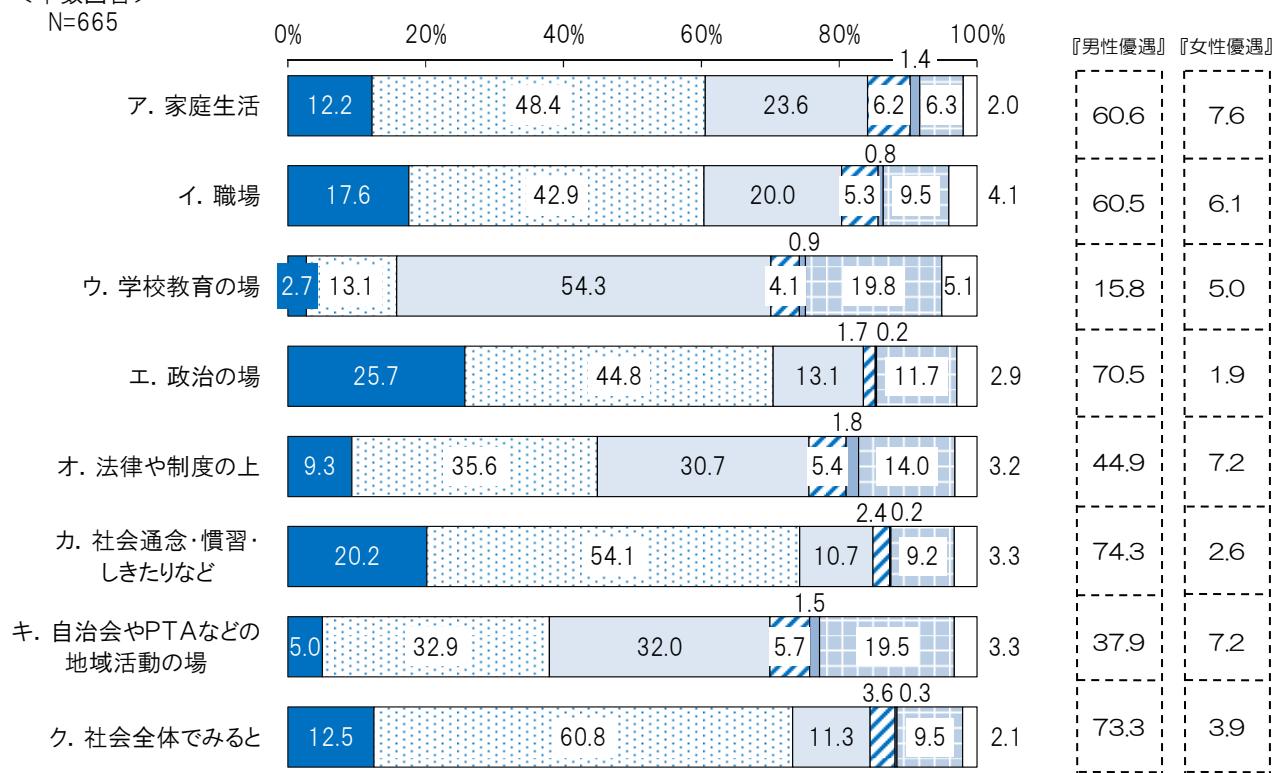
※『同感する』:「同感する」+「ある程度同感する」
『同感しない』:「同感しない」+「あまり同感しない」

(2) 男女の地位の平等感

■各分野において男女の地位は平等になっていると思うかについて

「学校教育の場」は『平等』と考えている人が54.3%となっています。「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体でみると」は『男性優遇』が70%以上となっています。様々な場面で男性が優遇されていると感じている人が多くなっています。

<単数回答>



- 男性のほうが非常に優遇されている
- どちらかといえば男性のほうが優遇されている
- 平等
- 女性のほうが非常に優遇されている
- どちらかといえば女性のほうが優遇されている
- わからない
- 不明・無回答

※『男性優遇』：「男性のほうが非常に優遇されている」+「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」
『女性優遇』：「女性のほうが非常に優遇されている」+「どちらかといえば女性のほうが優遇されている」

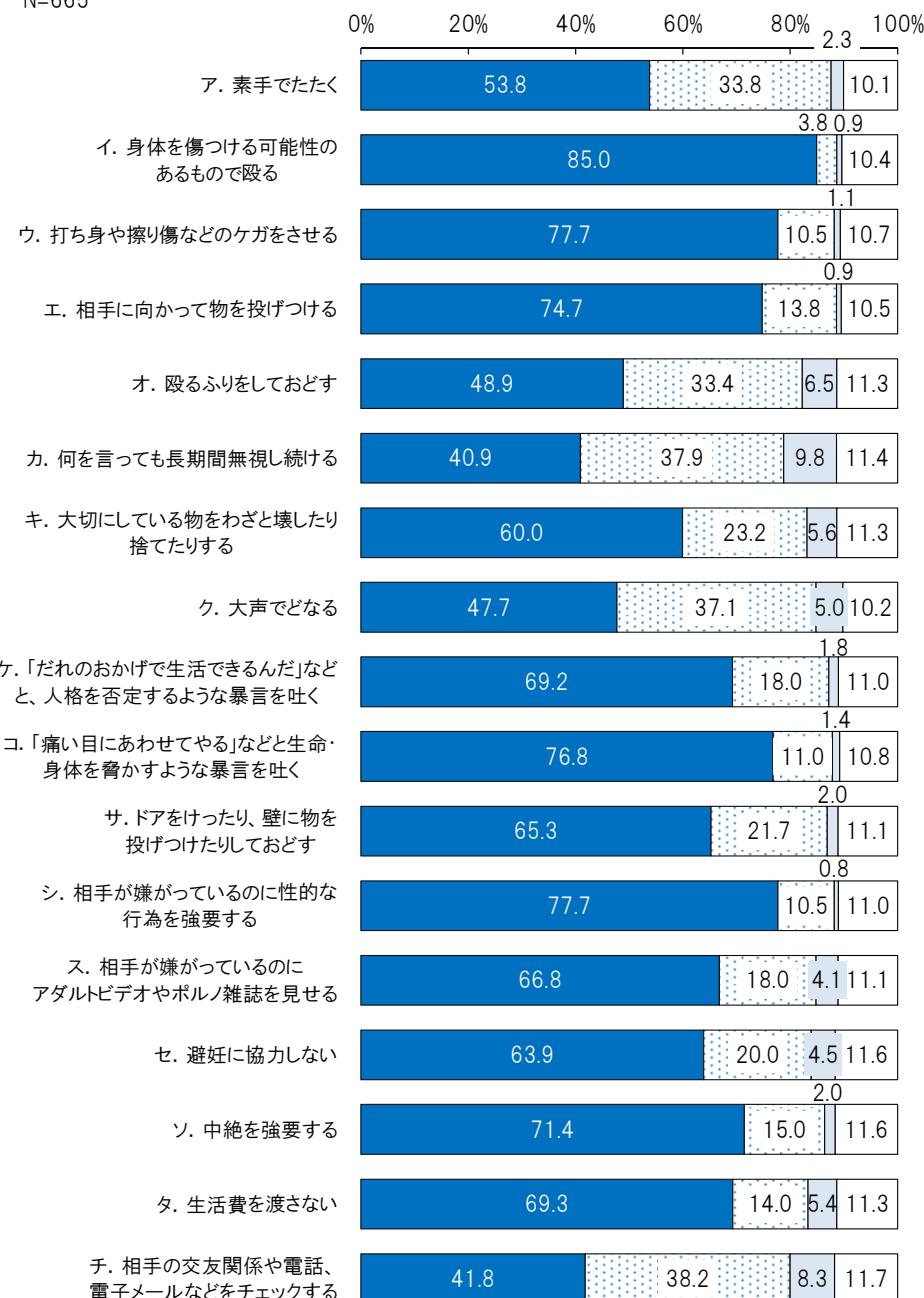
(3) 暴力などの人権侵害

■次のことが配偶者（婚姻届を出していない事実婚や別居中も含む）や交際相手の間で行われた場合、暴力だと思うかについて

「イ. 身体を傷つける可能性のあるもので殴る」が85.0%で最も高くなっています、「力. 何を言っても長期間無視し続ける」が40.9%で最も低くなっています。いずれの項目も「どんな場合でも暴力にあたる」が最も高くなっています。

<単数回答>

N=665



■ どんな場合でも暴力にあたる

■ 暴力にはあたらぬ

■ 暴力にあたる場合も、そうでない場合もある

□ 不明・無回答

1 基本理念

【基本理念】

**一人ひとりの人権と個性が尊重され、
性別にかかわりなく活躍できる協働のまちづくり**

第2次プランでは「一人ひとりの人権が尊重され、多様な個性と能力が発揮できる自立したまちづくり」を基本理念とし、取り組みを推進してきました。

本計画では、これまで目指してきた基本理念と、2018年度から2027年度までを計画期間とする水巻未来図鑑（総合計画）との整合を図ります。

また、一人ひとりの人権と個性が尊重され、家庭や職場など、あらゆる場面においてお互いを認め合い、目標や目的に向かって協働で取り組み、すべての人が活躍することができる社会を目指すため、上記を本計画の基本理念として掲げ、水巻町の男女共同参画社会の実現に向けて全町的に計画を推進していきます。



2 基本目標

男女共同参画社会の実現に向けて、本計画における基本目標を以下の4つとしました。

1. 男女共同参画の意識が根づき、理解が深まるまちづくり

男女共同参画を推進していくためには、一人ひとりが人として尊重されることが大切です。一人ひとりが性別にとらわれずにお互いの個性を尊重し、認め合うことができるよう、情報提供や啓発などによる意識づくりと理解の促進、教育の推進や学習機会の充実に努めます。

2. 男女がともに地域で支えあうまちづくり

町の審議会をはじめ、行政が男女共同参画に関する取り組みを率先することができるよう、庁内における男女共同参画を推進します。また、地域活動においては、地域団体などにおける女性の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点を踏まえた取り組みを支援します。

3. 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

誰もが安全・安心に暮らせる男女共同参画社会の実現に向けて、DVや各種ハラスメントを防止するための意識啓発をはじめ、被害者に対する相談体制の充実を図ります。また、ひとり親家庭などに対する経済的自立と生活の安定のための支援に取り組むとともに、高齢者や障がい者などがいきいきと暮らすことができるよう、健康・福祉の充実に努めます。

4. 男女がともに自立し、活躍できるまちづくり

性別にかかわらずすべての人が、希望する職業生活を営むことができるよう、就労の場において、各種法制度の周知・啓発を行うとともに、誰もが働きやすく、活躍できる環境づくりに向けた支援に努めます。

また、働く女性が増える中で、安心して仕事と出産・育児の両立ができるよう社会環境の整備に努めるとともに、出産後の育児や家事を男女がともに担えるよう啓発します。

3

計画の体系

基本目標	重点課題	施策の方向
1. 男女共同参画の意識が根づき、理解が深まるまちづくり	(1) 男女共同参画社会実現のための意識啓発	1 人権に関する啓発活動の推進 2 男女共同参画意識の広報・啓発活動の推進
	(2) 男女共同参画の視点にたった教育の推進	1 学校等における男女共同参画の推進 2 関係者等に対する男女共同参画意識の啓発
2. 男女がともに地域で支えあうまちづくり	(1) 行政における男女共同参画の推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画促進 2 町職員の意識改革の推進
	(2) 地域における男女共同参画の推進	1 防災・防犯における男女共同参画の推進 2 地域活動等への男女共同参画の促進
3. 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり	(1) あらゆる暴力の根絶と被害者支援	1 D V の根絶にむけた取り組みの推進 2 D V 被害者が安心して暮らせる環境整備 3 虐待防止にむけた取り組みの推進
	(2) 誰もが安心して生活できる支援の充実	1 誰もが暮らしやすい環境整備の推進 2 ひとり親家庭への支援 3 生活困窮者への支援 4 高齢者や障がい者への支援
4. 男女がともに自立し、活躍できるまちづくり	(1) 就労の場における男女共同参画の推進	1 職場における男女共同参画の推進 2 女性の職業生活における活躍の推進
	(2) 仕事と家庭との両立支援	1 仕事と家庭両立における啓発活動の推進 2 子育て支援体制の充実
		3 介護支援体制の充実

第4章 計画の内容

基本目標1 男女共同参画の意識が根づき、理解が深まるまちづくり

(1) 男女共同参画社会実現のための意識啓発

《現状・課題》

アンケート調査では、「男女共同参画社会」という言葉の認知度について、認知していない人の割合は2割を超える状況です。

また、固定的性別役割分担意識において「男は仕事、女は家庭」という考え方について、『同感しない』が前回調査と比較して増加していますが、あらゆる分野における男女の地位は、依然として男性の方が優遇されていると感じている人が多い状況です。

固定的な性別役割分担意識については、時代とともに変わりつつあるものの、今もなお根強く残っていることから、今後もあらゆる機会を通じて男女共同参画意識の高揚を図り、男女の地位の平等に積極的に取り組む必要があります。

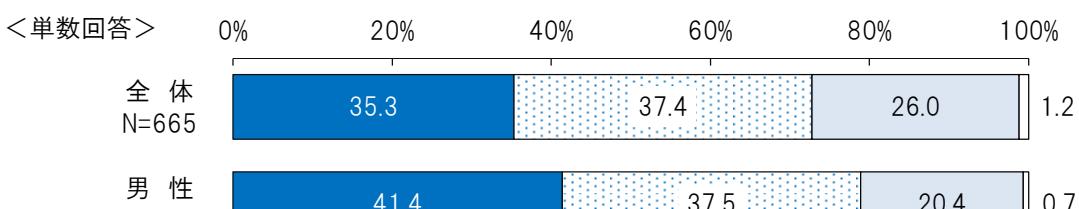
《アンケート調査結果》

■ 「男女共同参画社会」という言葉を知っているかについて

「言葉の意味はよく知らないが、聞いたことがある」は37.4%、「聞いたことがあるし、言葉の意味も知っている」は35.3%となっています。

前回調査と比較すると、「聞いたことがあるし、言葉の意味も知っている」では今回調査は35.3%、前回調査は43.6%で今回調査が8.3ポイント低くなっています。

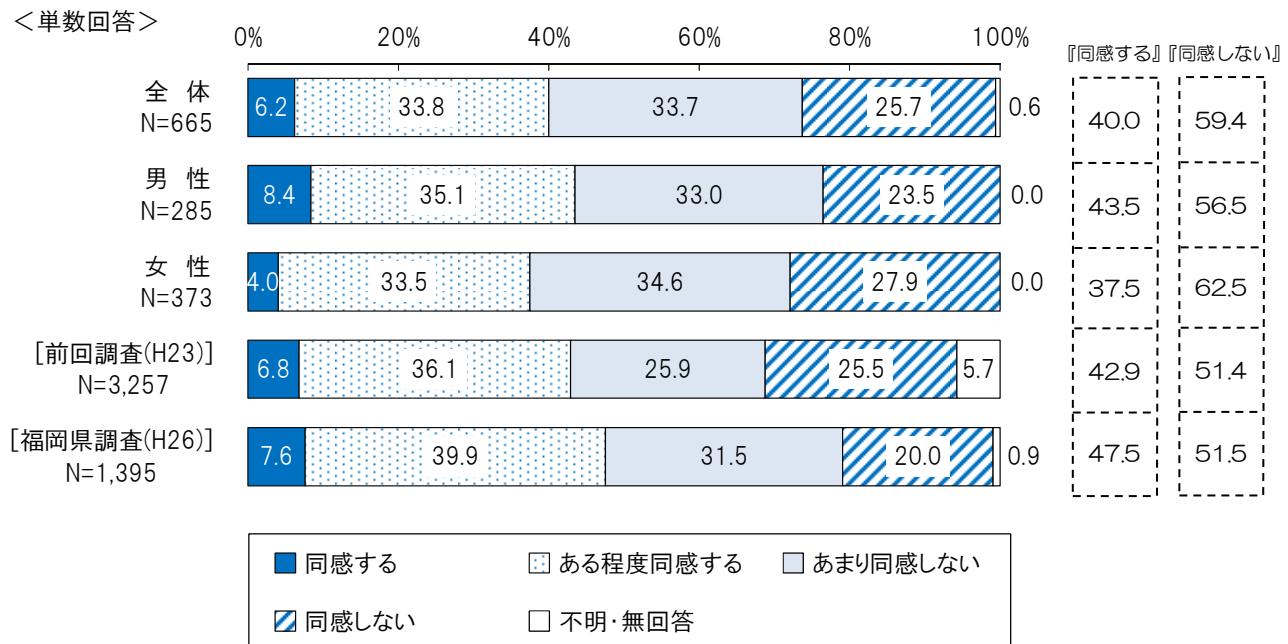
男女で比較すると、「聞いたことがあるし、言葉の意味も知っている」では男性は41.4%、女性は30.6%で男性が10.8ポイント高くなっています。



- 聞いたことがあるし、言葉の意味も知っている
- 言葉の意味はよく知らないが、聞いたことがある
- 聞いたことがないので、知らない
- 不明・無回答

■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

『同感しない』は 59.4%、『同感する』は 40.0%となっています。また男女別では、男性の 43.5%、女性の 37.5%が『同感する』と回答しています。



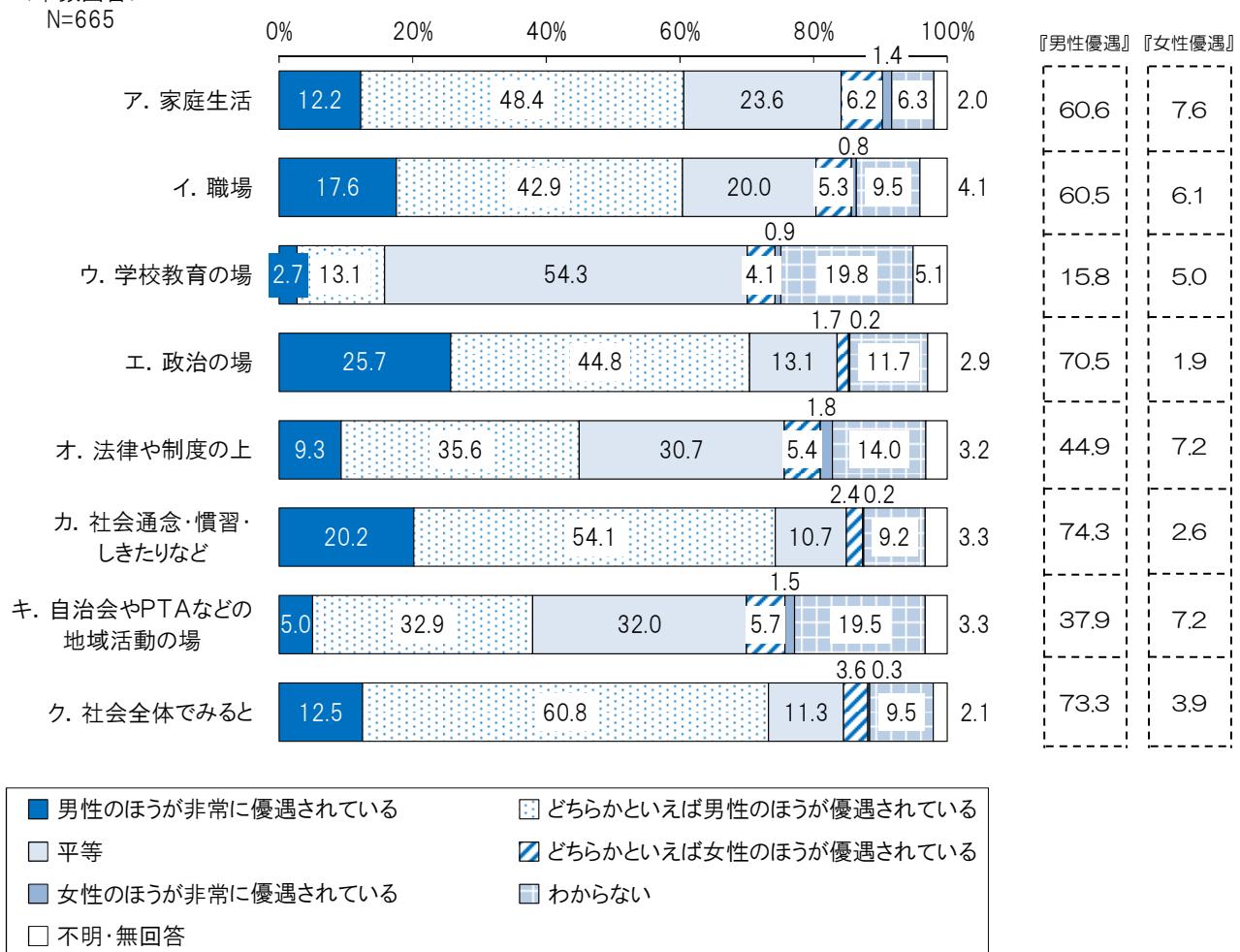
※ 『同感する』：「同感する」 + 「ある程度同感する」

『同感しない』：「同感しない」 + 「あまり同感しない」

■各分野において男女の地位は平等になっていると思うかについて

「学校教育の場」は『平等』と考えている人が54.3%となっています。「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体でみると」は『男性優遇』が70%以上となっています。様々な場面で男性が優遇されていると感じている人が多くなっています。

<単数回答>



- 男性のほうが非常に優遇されている
- 平等
- 女性のほうが非常に優遇されている
- 不明・無回答
- どちらかといえば男性のほうが優遇されている
- どちらかといえば女性のほうが優遇されている
- わからない

※『男性優遇』：「男性のほうが非常に優遇されている」+「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」
 『女性優遇』：「女性のほうが非常に優遇されている」+「どちらかといえば女性のほうが優遇されている」

《取り組みの方向性》

男女共同参画社会の実現のためには、町民一人ひとりが男女平等などの人権について、正しく理解し、その視点に立って行動することが重要となります。そのため、男女がお互いを認め合い、あらゆる場においてそれが個性や能力を発揮できるよう、今後は多様な機会や媒体を通じた情報提供を行い、啓発活動の充実を図ります。

《取り組み内容》

1 人権に関する啓発活動の推進

※成果指標のある事業には「★」をつけています。

No.	事業名	事業の内容	担当課
1	男女共同参画の視点に立った人権の啓発	人権啓発冊子や各種講演会などを活用し、男女共同参画の視点を取り入れた人権啓発活動を行っていきます。	生涯学習課 生涯学習係
2	【新規】性の多様性に対する理解の促進	広報やホームページ、講演会等を通して、性の多様性に対する理解を深めるとともに、LGBT等の人が暮らしやすい環境づくりに取り組みます。	地域づくり課 地域協働係

2 男女共同参画意識の広報・啓発活動の推進

No.	事業名	事業の内容	担当課
3	★男女共同参画の視点による地域への啓発	広報やホームページ、講演会等を通して、地域リーダーや住民への第3次プランの周知や男女共同参画に関する情報を提供し、性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行に気づき、それを見直していくための啓発活動をさらに進めていきます。	地域づくり課 地域協働係
4	男女共同参画関連図書や資料の収集・提供の充実	男女共同参画週間などに合わせて図書館で特設展示及び掲示物等による啓発を行います。また、広く男女共同参画に関する啓発資料の充実を図ります。	図書館・歴史資料館
5	国、県等関係機関および関係部署との連携強化	男女共同参画に関わる施策について国、県、関係機関との連携をさらに強化し、関係機関からの情報を住民に提供していきます。	地域づくり課 地域協働係

《成果指標》

No.	事業名	現状	目標
3	広報みずまきへの男女共同参画に関するコラムの掲載	3回	6回

(2) 男女共同参画の視点にたった教育の推進

《現状・課題》

アンケート調査では、学校教育（幼稚園・保育所含む）において、配慮してほしいことや力を入れてほしいと思うことは、「性別にかかわらず、個性や能力を活かせるような生徒指導や進路指導に配慮する」が最も高くなっています。

そのため、学校教育等の場においては、発達段階を踏まえ、性別にとらわれず一人ひとりの個性と能力を大切にし、他人を尊重することができるよう、男女共同参画に関する教育を行うとともに、教職員等への啓発を行うことが重要です。

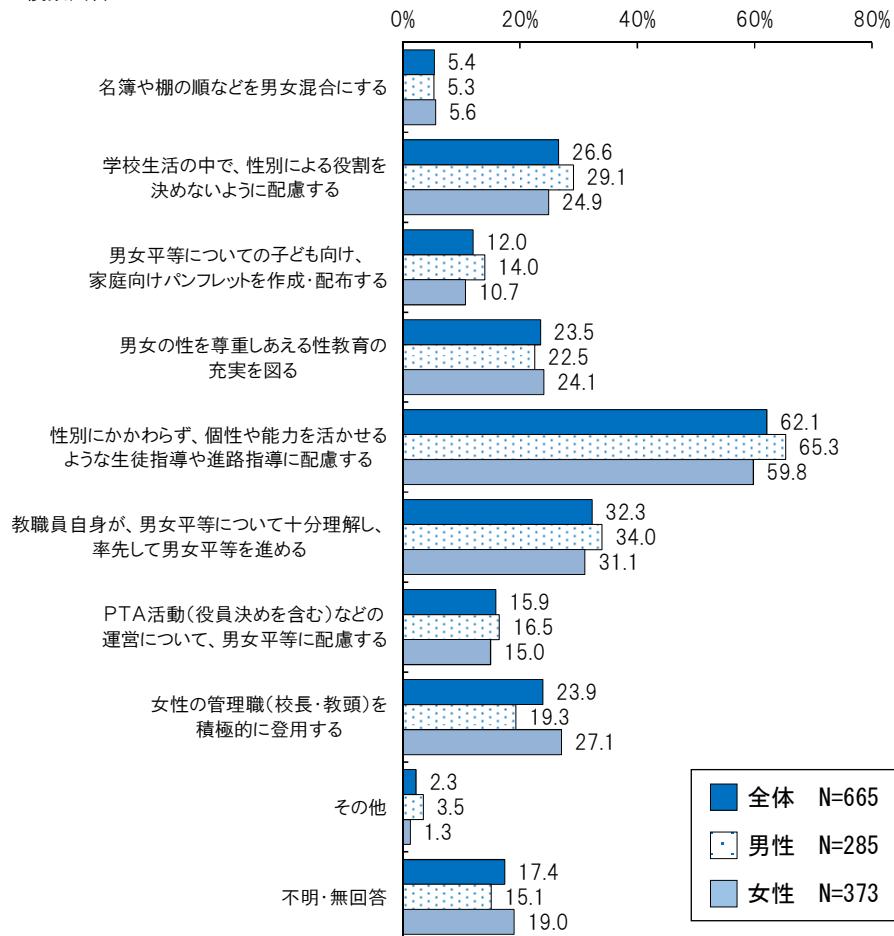
《アンケート調査結果》

■学校教育（幼稚園・保育所含む）において、配慮してほしいことや力を入れてほしいと思うことについて

「性別にかかわらず、個性や能力を活かせるような生徒指導や進路指導に配慮する」は 62.1% となっています。

男女で比較すると、「性別にかかわらず、個性や能力を活かせるような生徒指導や進路指導に配慮する」では男性は 65.3%、女性は 59.8% で男性が 5.5 ポイント高くなっています。「女性の管理職（校長・教頭）を積極的に登用する」では男性は 19.3%、女性は 27.1% で女性が 7.8 ポイント高くなっています。

<複数回答>



《取り組みの方向性》

幼稚園・保育所等や学校は、様々な学習を通じて豊かな心を育むことができる重要な場であり、男女共同参画意識を育むうえで重要な役割を担っています。またアンケート結果では「性別にかかわらず、個性や能力が活かせるような生徒指導や進路指導に配慮する」と回答した方の割合が、最も高くなっています。そのため、学校等において人権や男女共同参画に関する教育を推進するとともに、教職員・幼稚園教諭・保育士等に対する意識啓発に努めます。

《取り組み内容》

1 学校等における男女共同参画の推進

No.	事業名	事業の内容	担当課
6	小・中学校における男女共同参画の理解と生徒指導の推進	学校教育全般を通して、性の多様性やデータDV防止を含む人権の尊重や男女平等についての理解の促進を図るとともに、固定的性別役割分担意識に基づく慣習にとらわれない生徒指導に努めます。	学校教育課 学校教育係
7	男女共同参画の視点にたった学校内でのキャリア教育・進路指導の推進	性別にかかわらず、児童生徒一人ひとりが自らの個性や能力を活かし、主体的に進路を選択できる能力を育成できるよう、男女共同参画の視点にたったキャリア教育・進路指導に努めます。	学校教育課 学校教育係
8	男女共同参画の視点による保育体験の充実	町内の保育施設等において、小中学生とのふれあい交流を通じ保育体験等を行うことで、将来の子育て参加への意識形成を図ります。	子育て支援課 子育て支援係
9	情報教育の推進	インターネットを始め様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成を推進します。	学校教育課 学校教育係

2 関係者等に対する男女共同参画意識の啓発

No.	事業名	事業の内容	担当課
10	学校教育関係者に対する男女共同参画の理解促進	研修案内を各学校に行い、教職員に対して男女共同参画に関する研修への参加要請を積極的に行っていきます。	学校教育課 学校教育係
11	幼稚園・保育所等関係者に対する男女共同参画教育の推進	町内の保育施設等において、人権の尊重や男女平等に関する情報提供、研修の機会提供などをを行い、幼稚園教諭・保育士等の意識向上を図ります。	子育て支援課 子育て支援係

(1) 行政における男女共同参画の推進

《現状・課題》

男女共同参画を推進していくうえで行政の果たす役割は大きく、すべての職員が男女共同参画社会の実現を目指すという共通認識を持つことが重要となります。

また、男女はともに、社会の担い手としてあらゆる分野に参画する権利を持っています。しかし、ものごとを決定する政策・方針決定の場への女性の参画は少数にとどまっていることから、今後も町政のあらゆる分野で男女共同参画の視点に基づき、審議会等への女性委員登用を促進していくことが重要です。



《取り組みの方向性》

男女共同参画社会の形成のため、町政のあらゆる分野で男女共同参画の視点に基づき、審議会等への女性委員登用を推進するとともに、町職員の男女共同参画社会の形成に向けた意識改革とそれに向けた施策の実践のため、研修等への積極的参加を図り、行政が男女共同参画に関する取り組みを率先することができるよう、庁内における男女共同参画の推進を図ります。

《取り組み内容》

1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

No.	事業名	事業の内容	担当課
12	★審議会・行政委員会等への女性委員の積極的登用	女性の意見や視点を反映させるため、町の審議会等について女性委員の割合を高めるよう積極的な登用を進めます。	全 庁 地域づくり課 地域協働係
	★役場における女性の役職登用の推進	女性職員の管理職・係長への登用を積極的に進めます。今後も「人財育成基本計画」に基づき管理職を含めた人財育成を行っていきます。	総務課 人事秘書係

2 町職員の意識改革の推進

No.	事業名	事業の内容	担当課
14	男女共同参画の視点による職員への啓発	職員の意識改革を推進するために、ハラスメントやワーク・ライフ・バランスなど男女共同参画についての職員研修を定期的に実施し、ハラスメント相談体制や育児休業制度などの周知を図ります。また県などの研修事業への職員の派遣を行っていきます。	地域づくり課 地域協働係
			総務課 人事秘書係
15	男女が共に働き続けることができる職場環境づくり	次世代育成推進対策法に基づく特定事業主行動計画を活かしながら、育児休業・介護休暇などがとりやすい環境の整備を進めていきます。また子どもの看護休暇等の特別有給休暇について、その取得を希望する職員に対して100%取得できる雰囲気の醸成を図ります。	総務課 人事秘書係
16	【新規】男女共同参画の視点に立った広報の推進	広報・出版物について、固定的な性別役割分担に基づく表現などにならないよう表現のガイドライン等を作成し、職員へ周知を図ります。	地域づくり課 地域協働係

《成果指標》

No.	事業名	現状	目標
12	審議会等委員における女性の比率	28.9%	35%
13	役場の役職者（係長以上）に占める女性の比率	25%	25%

(2) 地域における男女共同参画の推進

《現状・課題》

アンケート調査では、どのような地域活動に参加したかについて、「自然保護・環境美化・リサイクル活動など環境問題に関する活動」や「行政区・組の行事や婦人会・老人会などの自治会活動」への参加との回答が男女とも高くなっていますが、「特にない」の回答が最も高い状況となっています。地域活動の活性化のためにも、今後は、男女問わずより多く町民が地域活動へ参加できる環境を整備することが重要です。

また、防災・災害復興対策において、性別に配慮した対応が必要なことについては、「避難所の設備（男女別のトイレ、更衣室、洗濯物干場など）」が最も高くなっています。東日本大震災では、女性に必要な物資の不足や洗濯物が安心して干せないなど、避難所生活において困難を強いられた事例が報告されていることからも、防災や復興に関する政策・方針決定過程の段階から女性の参画を拡大し、防災など女性の視点が不足していた分野についての男女共同参画の推進が求められています。

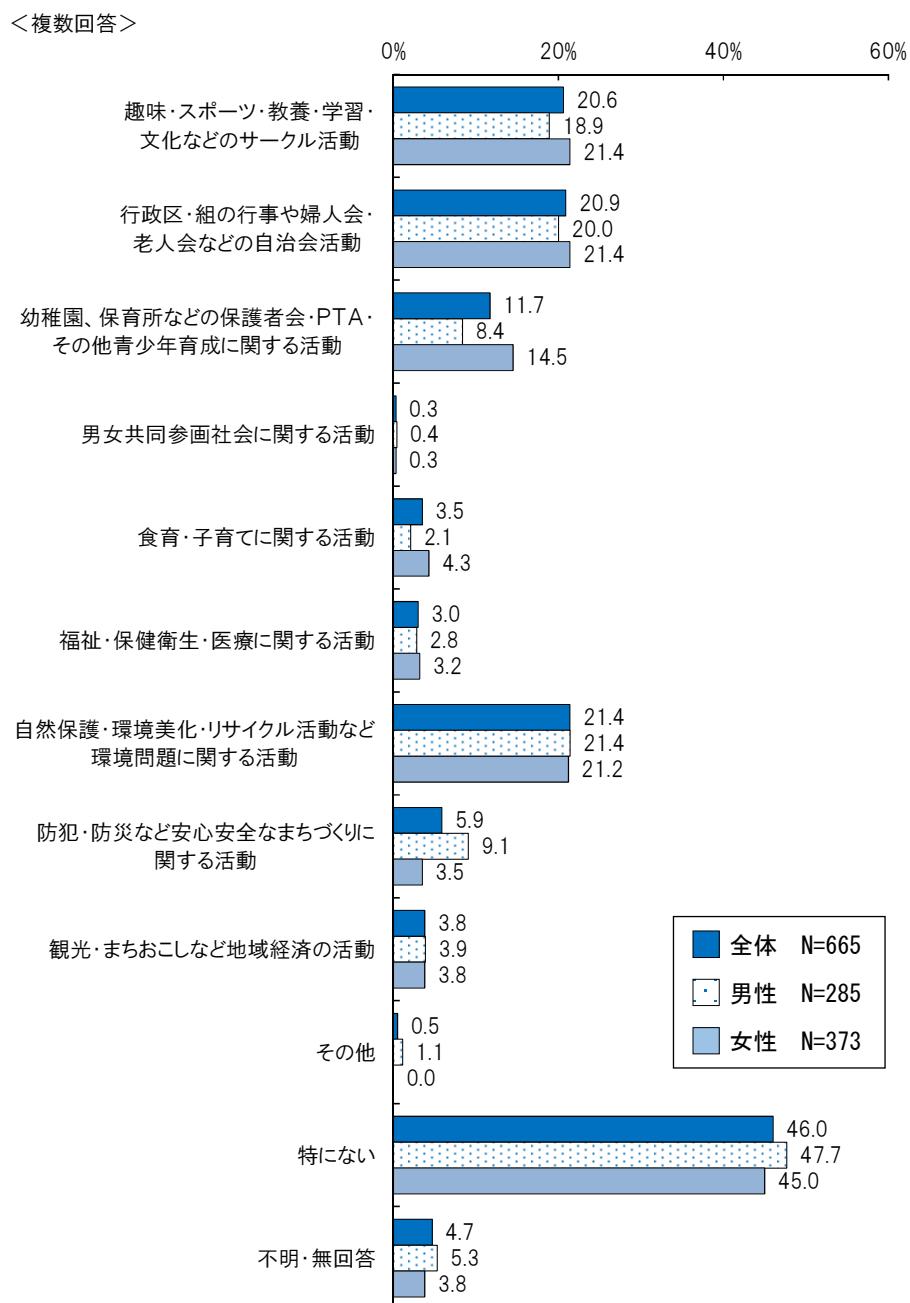


《アンケート調査結果》

■この1年間にどのような地域活動に参加したかについて

「特にない」が46.0%、「自然保護・環境美化・リサイクル活動など環境問題に関する活動」が21.4%、「行政区・組の行事や婦人会・老人会などの自治会活動」が20.9%、「趣味・スポーツ・教養・学習・文化などのサークル活動」が20.6%の順に高くなっています。

男女で比較すると、「幼稚園、保育所などの保護者会・PTA・その他青少年育成に関する活動」では男性は8.4%、女性は14.5%で女性が6.1ポイント高くなっています。「防犯・防災など安心安全なまちづくりに関する活動」では男性は9.1%、女性は3.5%で男性が5.6ポイント高くなっています。

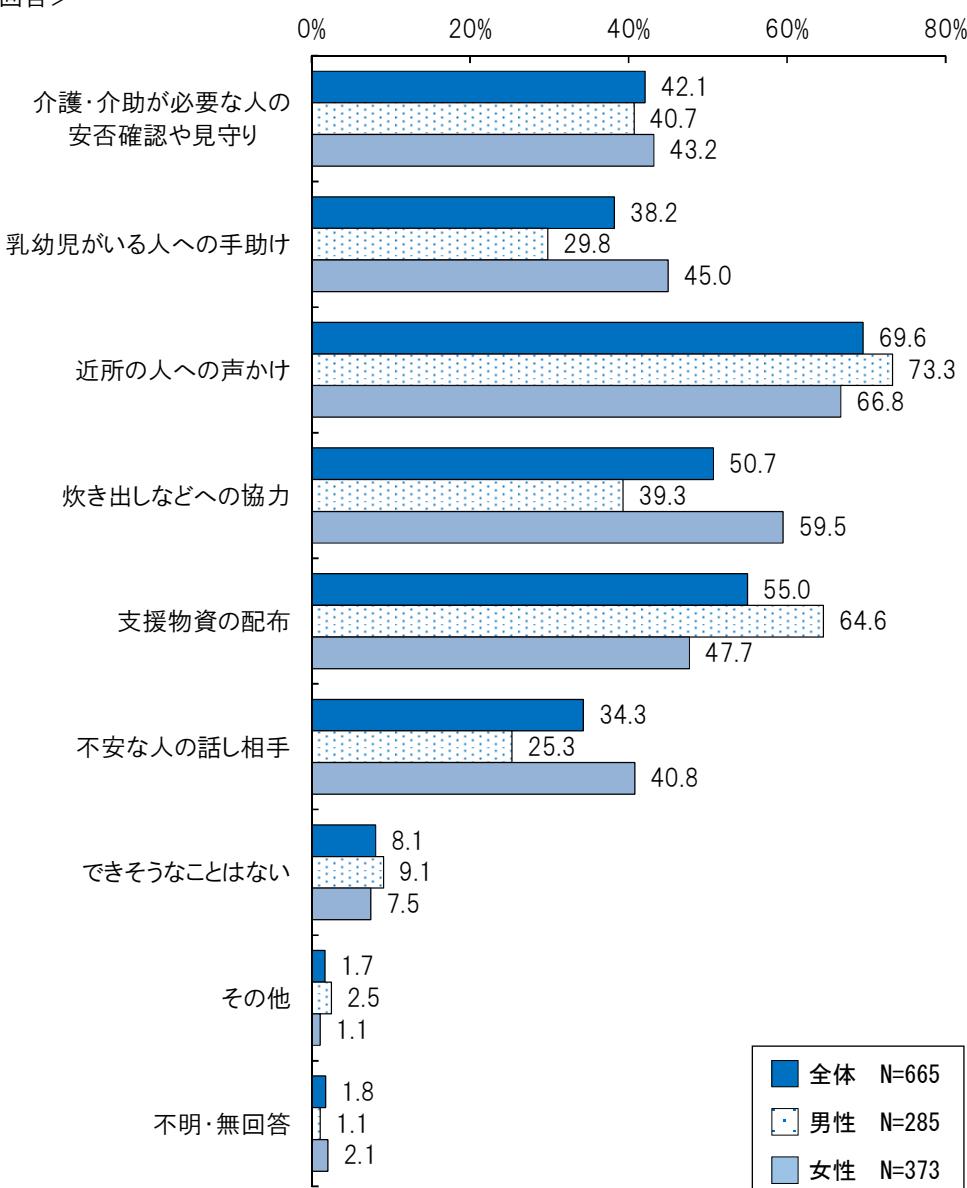


■災害が発生したときに、地域の一員としてできそうなことについて

「近所の人への声かけ」が 69.6%、「支援物資の配布」が 55.0%、「炊き出しなどへの協力」が 50.7% の順に高くなっています。

男女で比較すると、「炊き出しなどへの協力」では男性は 39.3%、女性は 59.5% で女性が 20.2 ポイント高くなっています。「支援物資の配布」では男性は 64.6%、女性は 47.7% で男性が 16.9 ポイント高くなっています。

<複数回答>

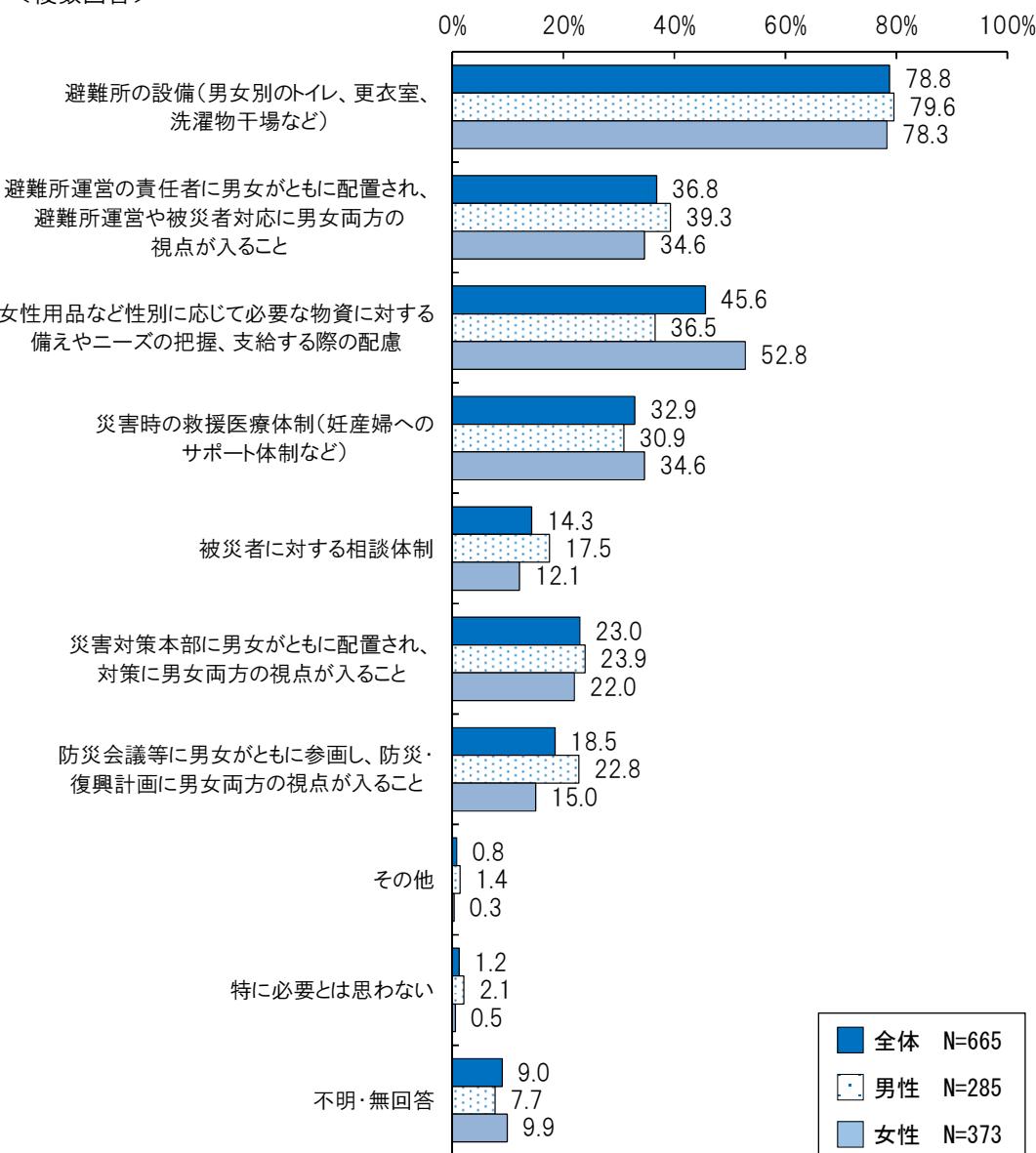


■防災・災害復興対策において、性別に配慮した対応が必要なことについて

「避難所の設備（男女別のトイレ、更衣室、洗濯物干場など）」が78.8%、「女性用品など性別に応じて必要な物資に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」が45.6%の順に高くなっています。

男女で比較すると、「女性用品など性別に応じて必要な物資に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」では男性は36.5%、女性は52.8%で女性が16.3ポイント高くなっています。「防災会議等に男女がともに参画し、防災・復興計画に男女両方の視点が入ること」では男性は22.8%、女性は15.0%で男性が7.8ポイント高くなっています。

<複数回答>



《取り組みの方向性》

男女共同参画社会の形成においては、行政だけでなく、住民との協働によって進めていくことが重要です。これまでのしきたりや慣行にとらわれず、防災活動や自治会等あらゆる地域活動において男女共同参画の視点に立った取り組みを進めます。

《取り組み内容》

1 防災・防犯における男女共同参画の推進

No.	事業名	事業の内容	担当課
17	★防災分野への女性の参画促進	災害に強いまちづくりに男女それぞれの多様な視点や発想が活かされるよう、自主防災や減災活動の取り組みに女性の参画を促進します。また女性防火・防災クラブや九州女子大学などの女性団体と連携し、女性の参画を推進します。	総務課 庶務係
18	【新規】男女共同参画の視点に立った避難所等の環境整備	高齢者、障がい者、母子等に対して男女双方の視点から配慮がなされるよう、男女共同参画の視点に立った避難所等の環境整備に取り組みます。	総務課 庶務係
19	★防犯活動への女性の参画促進	安全・安心のまちづくりに男女それぞれの多様な視点や発想が活かされるよう、関係者が連携して取り組みます。	総務課 庶務係

2 地域活動等への男女共同参画の促進

No.	事業名	事業の内容	担当課
20	★自治会等、地域団体の女性役員の登用促進	地域での女性の能力活用がなされるよう、女性役員登用に向けた意識づくりを進めるとともに、女性が活動しやすい基盤づくりを進めています。	地域づくり課 地域協働係
			生涯学習課 生涯学習係
21	ボランティア活動の充実	町内で活動しているボランティア団体や個人など、だれもがもっている能力を活かせるよう、ボランティア活動の充実を図ります。	地域づくり課 地域協働係
22	生涯を通じてだれもが学ぶことができる講座等の充実	男女を問わずだれもが参加することができ、生涯を通じて学ぶことができる講座等の充実を図ります。	生涯学習課 生涯学習係

《成果指標》

No.	事業名	現状	目標
17	水巻町防災会議委員における女性の比率	12%	30%
19	地域安全パトロール隊における女性隊員の比率	26%	30%
20	自治会役員における女性の比率	35%	40%
	公民館役員における女性の比率	37%	40%



(1) あらゆる暴力の根絶と被害者支援

《現状・課題》

アンケート調査では、4.0%の女性がここ3年くらいの間に配偶者や交際相手から暴力を受けたことがあると回答しており、これまでに配偶者や交際相手から身体的な暴力を受けた経験があると回答した人は16.3%となっています。

また、DVへの正しい認識として、身体的暴力については、概ねいずれの項目も「どんな場合でも暴力にあたる」という認識が高くなっていますが、「何を言っても長期間無視し続ける」等の精神的暴力については、暴力にあたるという認識が身体的暴力と比べて低くなっています。

被害者の相談状況については、5割以上の人人が相談できていない状況となっており、それに伴い、男女間における暴力を防止するため行政に求めることについては、「安全でプライバシーの確保された場所で相談できるようにする」や「被害者が早期に相談できるように、身近な相談窓口を増やす」という回答が高くなっています。

DVやデータDV、虐待などは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、潜在化しやすい特徴があります。こうした男女間における暴力等は男女が対等な構成員として社会に参画する際の克服すべき課題となっています。

《アンケート調査結果》

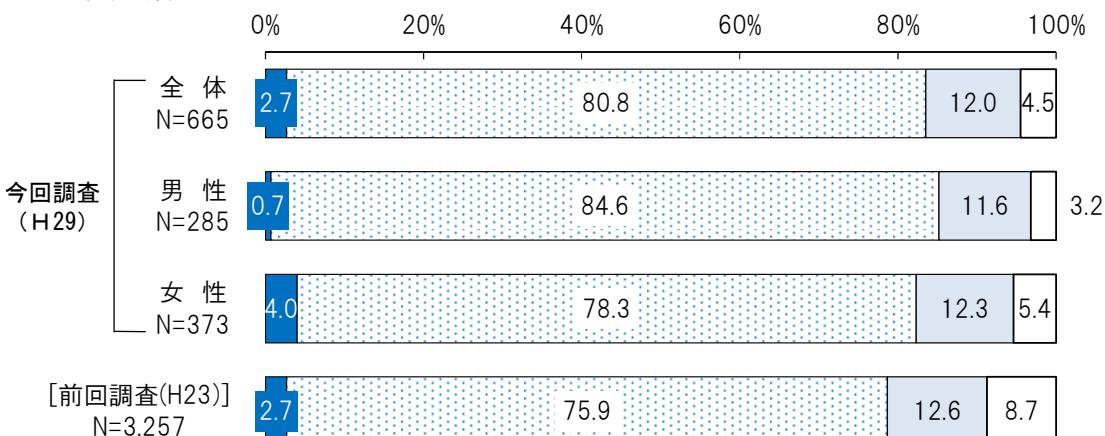
■ここ3年くらいの間に配偶者や交際相手から暴力を受けたことがあるかについて

「ある」が2.7%、「ない」が80.8%となっています。

前回調査と比較すると、「ある」では今回調査、前回調査ともに同じ割合となっていて、「ない」では今回調査は80.8%、前回調査は75.9%で今回調査が4.9ポイント高くなっています。

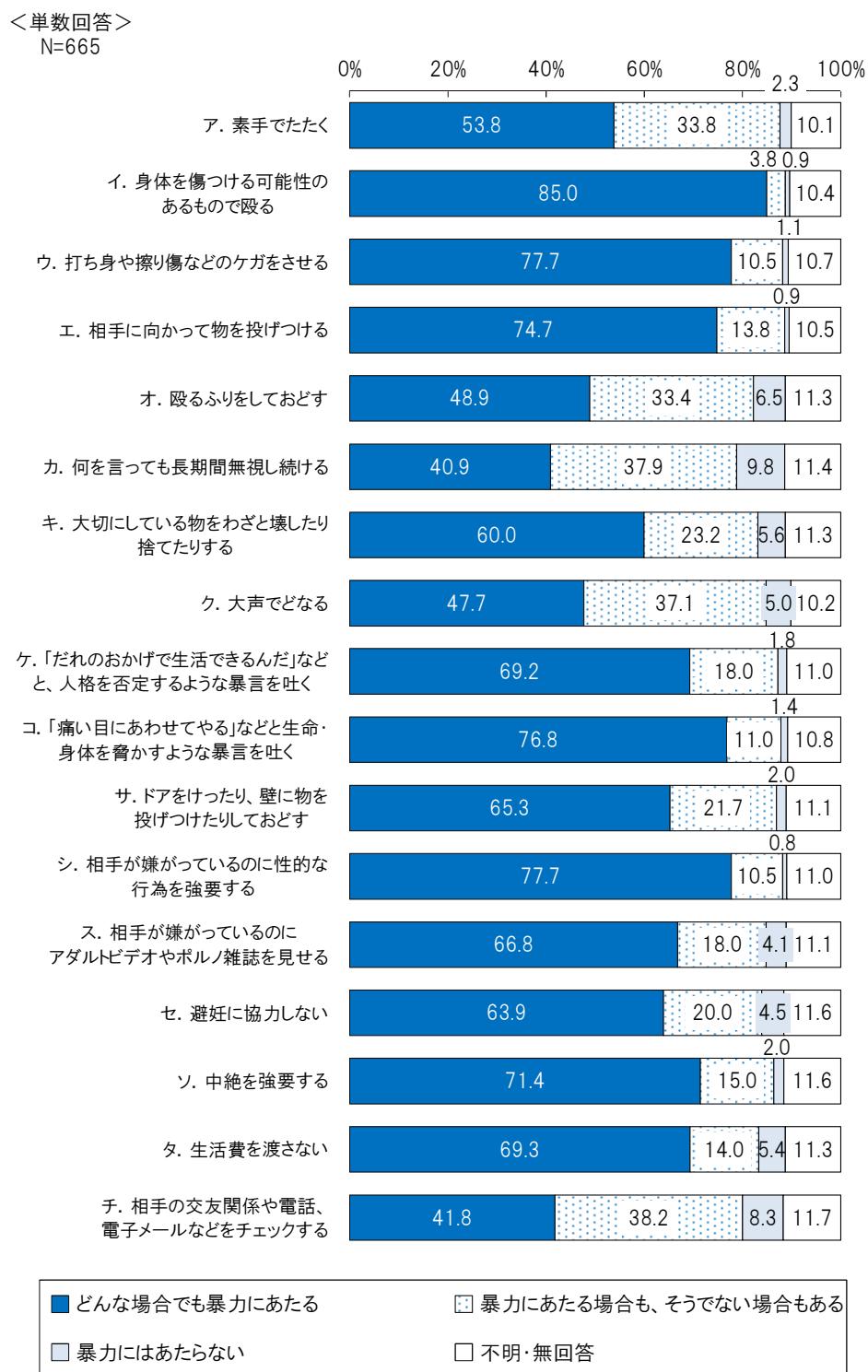
男女で比較すると、「ある」では男性は0.7%、女性は4.0%で女性が3.3ポイント高くなっています。「ない」では男性は84.6%、女性は78.3%で男性が6.3ポイント高くなっています。

<単数回答>



■次のことが配偶者（婚姻届を出していない事実婚や別居中も含む）や交際相手の間で行われた場合、暴力だと思うかについて

「イ. 身体を傷つける可能性のあるもので殴る」が85.0%で最も高くなっています。「力. 何を言っても長期間無視し続ける」が40.9%で最も低くなっています。いずれの項目も「どんな場合でも暴力にあたる」が最も高くなっています。

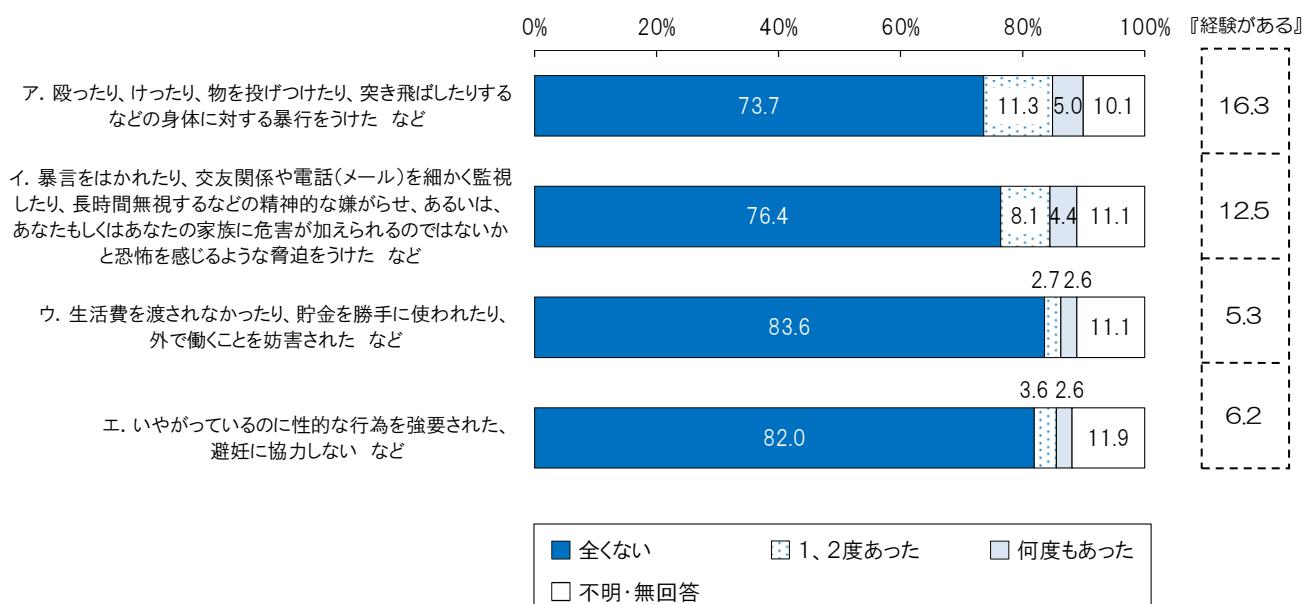


■これまでに、配偶者（婚姻届を出していない事実婚や別居中も含む）や交際相手から次のようなことをされたことがあるかについて

いずれの項目も「全くない」が最も高くなっています。「殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行をうけた など」では『経験がある』が 16.3% と他の項目と比べて高くなっています。

<単数回答>

N=665



■これまでに、前問であげたような行為について、あなたはだれかに打ち明けたり相談したりしたかについて

「相談しなかった」が 51.0% となっています。

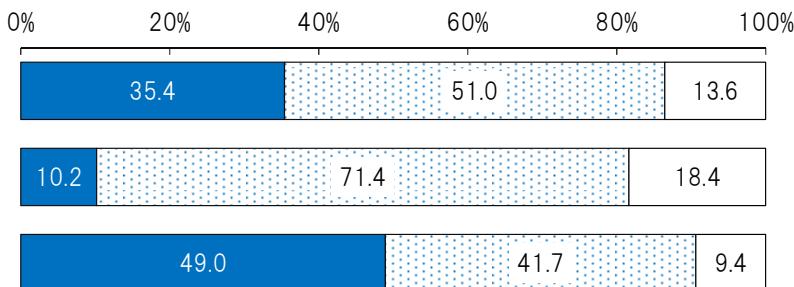
男女で比較すると、「相談しなかった」では男性は 71.4%、女性は 41.7% で男性が 29.7 ポイント高くなっています。

<単数回答>

全 体
N=147

男 性
N=49

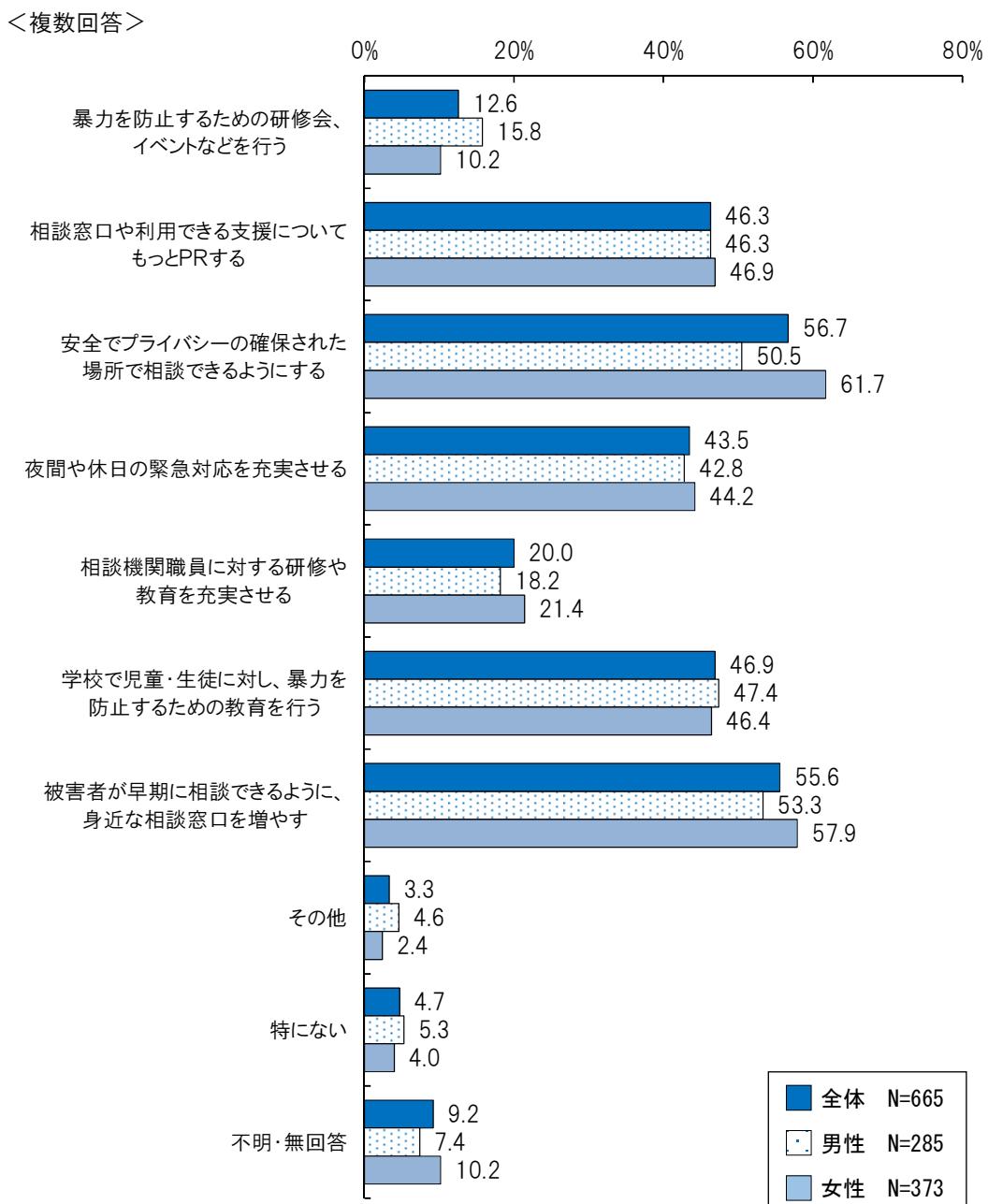
女 性
N=96



■男女間における暴力を防止するために、行政に求めることは何かについて

「安全でプライバシーの確保された場所で相談できるようにする」が56.7%、「被害者が早期に相談できるように、身近な相談窓口を増やす」が55.6%の順に高くなっています。

男女で比較すると、「暴力を防止するための研修会、イベントなどを行う」では男性は15.8%、女性は10.2%で男性が5.6ポイント高くなっています。「安全でプライバシーの確保された場所で相談できるようにする」では男性は50.5%、女性は61.7%で女性が11.2ポイント高くなっています。



《取り組みの方向性》

DVなどの男女間のあらゆる暴力は犯罪であり、全国的にも大きな社会問題となっています。そのため、暴力行為は深刻な人権侵害であるとの認識のもと、被害の未然防止に取り組みます。

また、DVや虐待は外部からの発見が困難な家庭内で行われることが多いため、潜在化しやすく被害も深刻化しやすい傾向があります。暴力の被害を長期化・拡大化させないために、早期相談・早期発見に努めることが重要であることから、相談体制の充実とともに、関係機関との連携強化を図ります。

《取り組み内容》

1 DVの根絶にむけた取り組みの推進

No.	事業名	事業の内容	担当課
23	★DV防止に関する啓発の推進	町のホームページ、広報、啓発チラシ・カードの配布を通して、DV防止に関する啓発を進めています。	地域づくり課 地域協働係
24	若年層に対する啓発の推進	いかなる暴力も許容しない意識を早い時期から持てるよう、若年者を対象にデートDV防止に関するチラシの配布等、意識啓発に取り組みます。また、教育委員会や人権擁護委員と連携をとりながら、デートDVに関する啓発を推進していきます。	地域づくり課 地域協働係

2 DV被害者が安心して暮らせる環境整備

No.	事業名	事業の内容	担当課
25	庁内相談体制の充実	被害者の安全を確保し迅速な対応を行うため、庁舎内で連携しワンストップサービスの推進に努めます。また関係職員の研修を充実させ、個人情報の保護など被害者へ適切な対応を図ります。	地域づくり課 地域協働係
26	被害者の早期発見および適切な対応の確保	潜在化しやすい被害者の早期発見と支援のため、DV被害者や発見者が迅速に相談できるよう、広報等を通じ相談窓口の周知を図ります。	地域づくり課 地域協働係
27	被害者救済のための国・県等との連携強化	国・県の各部署、近隣市町村、庁内各部署や関係団体などと連携して被害者保護、被害者の自立支援に取り組みます。	地域づくり課 地域協働係

3 虐待防止にむけた取り組みの推進

No.	事業名	事業の内容	担当課
28	児童少年相談センターにおける事業の充実	子どもの居場所機能及び相談体制の充実を図るとともに養育者の養育負担の軽減と児童虐待予防のための子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）を継続します。	子育て支援課 児童少年相談センター
29	児童虐待の防止及び対応	児童虐待を防止し、被害者を救済するため、住民や関係機関への虐待防止に関する啓発を進めています。	子育て支援課 児童少年相談センター
30	高齢者虐待の防止及び対応	高齢者虐待を防止し、被害者を救済するための虐待対応マニュアルを整備し、住民や関係機関への虐待防止に関する啓発を進めています。	福祉課 高齢者支援係 包括支援係
31	障がい者虐待の防止及び対応	障がい者虐待防止に関する啓発に努めるとともに対応マニュアルを整備し、迅速で適切な対応ができるよう努めます。	福祉課 障がい支援係

《成果指標》

No.	事業名	現状	目標
23	いずれの暴力（身体的なもの、精神的なもの、性的なものの、経済的なもの、社会的なもの）も「どんな場合でも暴力にあたる」と考える人の割合	40.9%	85%
	D V相談窓口の認知度	—	80%
	広報でのD V防止に関する啓発	1回	2回



(2) 誰もが安心して生活できる支援の充実

《現状・課題》

誰もが安心して生活できる社会を実現するためには、生涯を通じた健康支援等において、性別の違いに配慮された取り組みが特に重要となります。

女性においては、男性とは異なる健康上の問題に直面します。こうした女性の健康上の問題に対して、生涯を通じた健康づくりを推進し、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等の各ライフステージに応じた健康保持支援を行うことが重要です。

また、ひとり親家庭では、子育てと生計を一人で担うため、日常生活でさまざまな問題に直面することが考えられます。ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、各種支援の充実と推進が必要です。

その他、高齢化社会が進むに伴って介護の問題はより一層重要になります。高齢者や障がい者が家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、介護予防に取り組むとともに、就業や社会参加など生きがいづくりを支援することが求められています。



《取り組みの方向性》

男女がともに健康でいきいきと暮らしていくために、職場や地域と連携しながら、健診の受診や保健指導を通じて生活習慣病を予防するとともに、相談体制の充実を図ります。

また、男女共同参画の視点でみた場合、高齢者や障がい者への支援は、男女間において課題やニーズが異なります。そのため、それぞれの課題とニーズを把握し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう福祉サービス等の充実を図ります。

《取り組み内容》

1 誰もが暮らしやすい環境整備の推進

No.	事業名	事業の内容	担当課
32	子育て世代包括支援センター事業	妊娠期から子育て期にわたり、妊娠の届出等の機会に得た情報を基に、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別にプランを作成し、健康課・子育て支援課・学校教育課・福祉課等の府内関係課や保健・医療・福祉・教育等の関係機関による切れ目ない支援を行います。	健康課 健康推進係
33	★男女共同参画の視点で取り組む生涯にわたる健康増進	男女がともに生涯にわたり健康で心豊かな生活を過ごせるよう、健康の大切さを啓発するとともに、住民の健康づくりを支援していきます。	健康課 健康推進係
34	★自殺対策の推進	誰も自殺に追い込まれることのない水巻町を目指して、生きることの包括的支援としての自殺対策を推進していきます。	全庁 健康課 健康推進係
35	【新規】スポーツ参加の促進	スポーツを通じて健康・体力づくり、ストレス解消、生きがいづくり等を進めるために、スポーツイベント等を開催するなど、町民のスポーツ参加を促進します。	
2	(再掲) 【新規】性の多様性に対する理解の促進	広報やホームページ、講演会等を通して、性の多様性に対する理解を深めるとともに、LGBT等の人々が暮らしやすい環境づくりに取り組みます。	地域づくり課 地域協働係

2 ひとり親家庭への支援

No.	事業名	事業の内容	担当課
36	ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭に対するヘルパー派遣事業の推進と周知に努めます。	子育て支援課 子育て支援係

3 生活困窮者への支援

No.	事業名	事業の内容	担当課
37	【新規】生活困窮者への支援	様々な困難を抱えている生活困窮者等に対し、関係機関と連携して各種制度等の情報提供や、自立の支援に努めます。	地域づくり課 生活支援係

4 高齢者や障がい者への支援

No.	事業名	事業の内容	担当課
38	高齢者の生きがいづくり、社会参加等の促進	高齢者が地域社会で充実した生活が送れるよう地域で活躍できる場や機会の提供を図り、社会参加を促進していきます。また、水巻町老人クラブ連合会と連携し老人クラブの充実を図るとともに、シルバー能力活用事業の利用促進を図っていきます。	福祉課 高齢者支援係
39	障がい者の社会参加支援	障害者総合支援法による各種障がい福祉サービスや地域生活支援事業の活用によって、障がい者の社会参加や就労の機会を提供していくとともに、就労後の継続支援を行っていきます。	福祉課 障がい支援係

『成果指標』

No.	事業名	現状	目標
33	特定健診受診率	36.4%	60%
	特定保健指導実施率	58.5%	65%
	3歳児の朝食摂取率	91.0%	95%
34	自殺死亡率 (人口 10万人当たりの自殺者数)	20.7	19.6

(1) 就労の場における男女共同参画の推進

《現状・課題》

アンケート調査では、女性が職業をもつことへの考え方について、男女ともに「ずっと職業をもっている方がよい」という考えが最も高くなっていますが、女性に比べ男性の割合が低くなっています。また、「ずっと職業をもっている方がよい」と回答しなかった理由としては、「育児休業などの仕事と家庭が両立できる制度があっても、それを利用できる職場の雰囲気でないから」という回答が高くなっています。

さらに、多くの人が育児休業制度や介護休業制度を利用したいと思っているにもかかわらず、職場に休める雰囲気がないという理由で育児・介護休業制度を利用できない（したくない）と感じている状況です。

男女がともにその希望に応じた働き方を実現し、その責任を分かち合うことができるよう、働きやすい職場環境の整備や、多様な働き方への支援に取り組む必要があります。



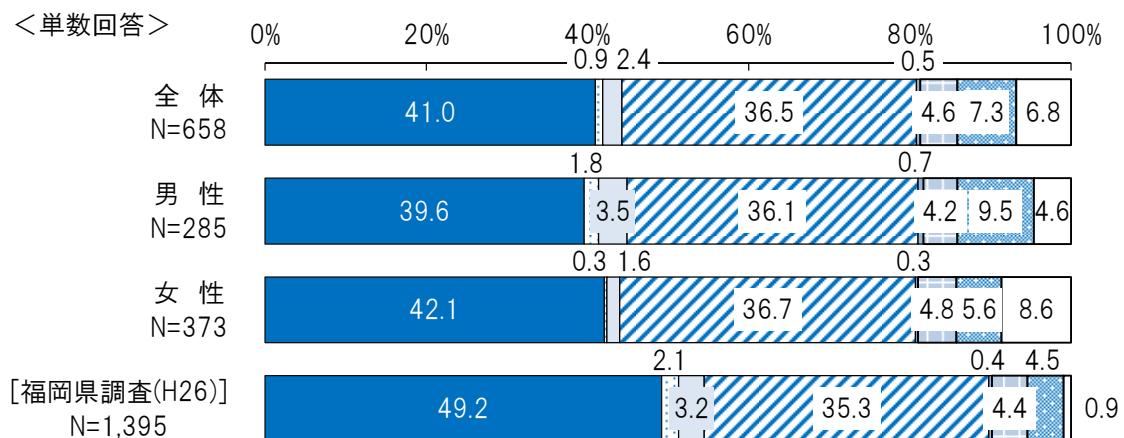
《アンケート調査結果》

■一般的に女性が職業をもつことについて、どう考えるかについて

「ずっと職業をもっている方がよい」が41.0%、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が36.5%の順に高くなっています。

福岡県調査と比較すると、「ずっと職業をもっている方がよい」では、福岡県調査より低くなっています。「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」では、福岡県調査より高くなっています。

男女で比較すると、「ずっと職業をもっている方がよい」では男性は39.6%、女性は42.1%で女性が2.5ポイント高くなっています。「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」では男性は36.1%、女性は36.7%で女性が0.6ポイント高くなっています。

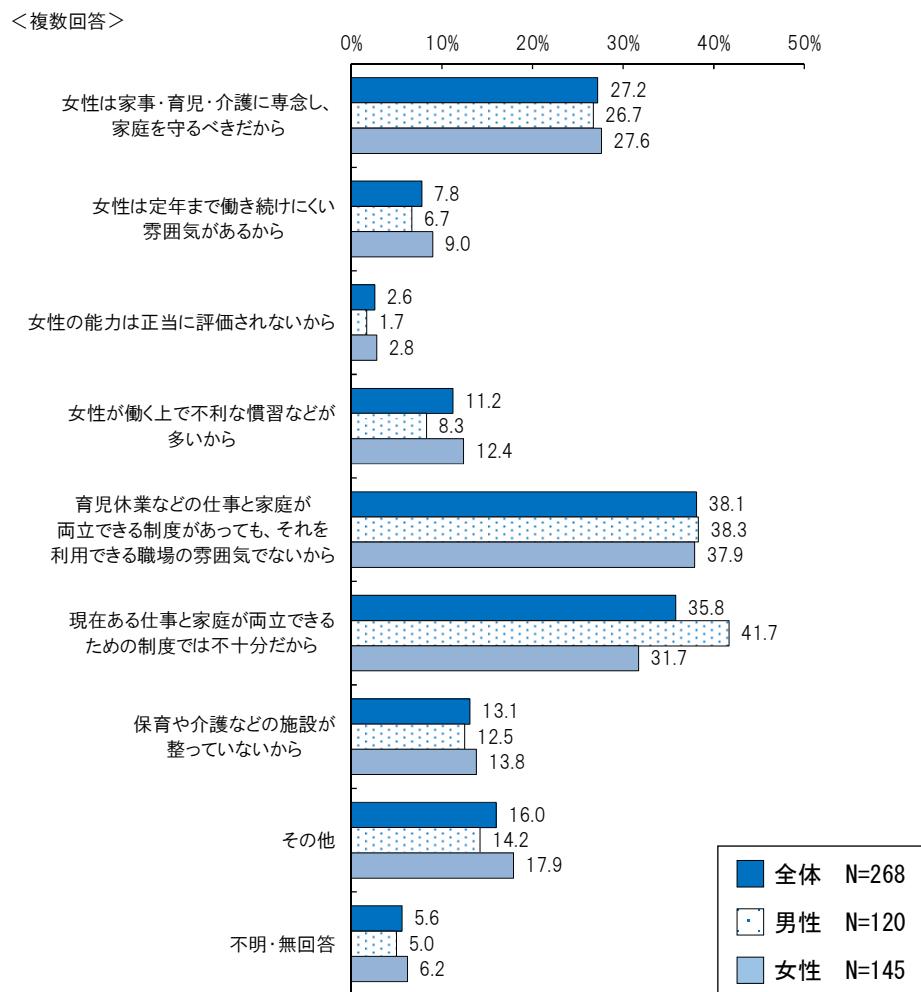


- ずっと職業をもっている方がよい
- 結婚するまで職業をもち、あとはもたない方がよい
- 子どもができるまで職業をもち、あとはもたない方がよい
- ▨ 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
- ▢ 女性は職業をもたない方がよい
- ▢ その他
- ▢ わからない
- 不明・無回答

■ そう思う理由は何かについて

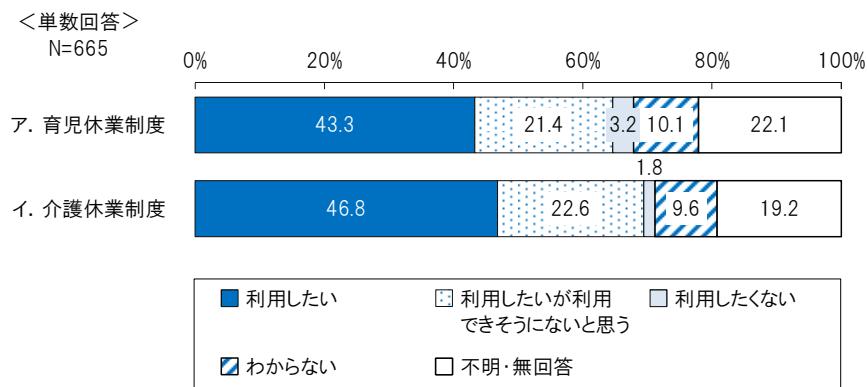
「育児休業などの仕事と家庭が両立できる制度があっても、それを利用できる職場の雰囲気でないから」が38.1%、「現在ある仕事と家庭が両立できるための制度では不十分だから」が35.8%の順に高くなっています。

男女で比較すると、「女性が働く上で不利な慣習などが多いから」では男性は8.3%、女性は12.4%で女性が4.1ポイント高くなっています。「現在ある仕事と家庭が両立できるための制度では不十分だから」では男性は41.7%、女性は31.7%で男性が10.0ポイント高くなっています。



■自分が「育児休業制度」や「介護休業制度」を利用することについてどう思うかについて

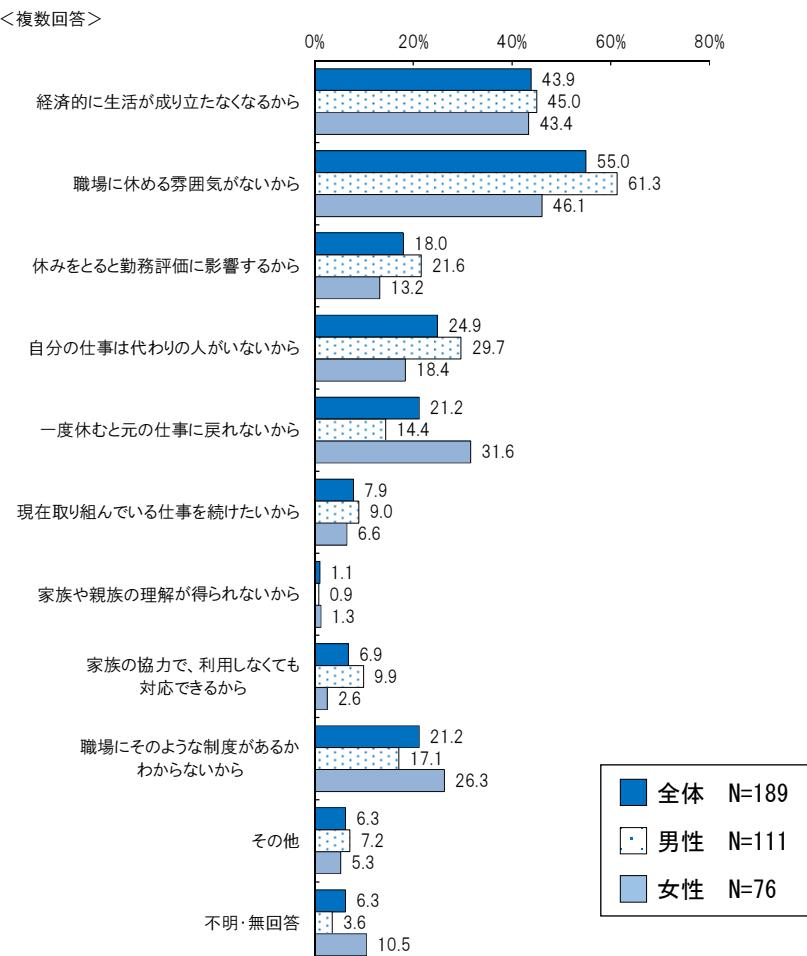
「育児休業制度」では『利用したい』は43.3%、「介護休業制度」では『利用したい』は46.8%となっています。



■育児や介護の休業制度を利用できない、または利用したくない理由は何かについて

「職場に休める雰囲気がないから」が55.0%、「経済的に生活が成り立たなくなるから」が43.9%の順に高くなっています。

男女で比較すると、「職場に休める雰囲気がないから」では男性は61.3%、女性は46.1%で男性が15.2ポイント高くなっています。「一度休むと元の仕事に戻れないから」では男性は14.4%、女性は31.6%で女性が17.2ポイント高くなっています。



《取り組みの方向性》

働く場における男女共同参画を推進するため、労働者への関係法令の周知や、事業主に対して多様な働き方に関する情報提供を行い、働きやすい職場づくりに対する理解・協力を求めていきます。

また、自らの意思によって働きまたは働きとする女性が、その希望に応じた働き方を叶えることができるよう、労働に関する制度の周知や再就職支援等、多様な働き方に向けた相談支援や情報提供等を行います。

《取り組み内容》

1 職場における男女共同参画の推進

No.	事業名	事業の内容	担当課
40	労働者への情報提供	広報やホームページ、研修等を通して、労働分野における情報提供を行うとともに、労働相談窓口の周知を図ります。	地域づくり課 地域協働係
			産業環境課 産業振興係
41	★事業所に対する情報提供・啓発	各種ハラスメントの防止、育児休業・介護休業制度の利用促進等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた多様な働き方に関する情報提供や誰もが働きやすい労働環境づくりに向けた啓発を商工会等と協力して行います。また、事業所へ男女共同参画に関する意識調査を行い、事業所の意識の実態把握に努めます。	地域づくり課 地域協働係
			産業環境課 産業振興係

2 女性の職業生活における活躍の推進

No.	事業名	事業の内容	担当課
42	働きたい女性に対する情報提供	再就職支援講座や研修に関する情報提供を広報、ホームページ、パンフレット等を通じて行うなど、就労支援につなげていきます。	地域づくり課 地域協働係
			子育て支援課 子育て支援係

《成果指標》

No.	事業名	現状	目標
41	子育て応援宣言登録企業数	10 企業	15 企業

(2) 仕事と家庭との両立支援

《現状・課題》

アンケート調査からは、日頃の生活において、理想では男女ともに『「仕事」と「家庭生活」と「個人の生活」をともに優先』したいとする人が多い一方、実際では、男性は『「仕事」を優先』し、女性は『「家庭生活」を優先』している人が多いことから、男女ともに優先したい生活のバランスがかなっていない状況がうかがえます。

ワーク・ライフ・バランスの推進にあたり、それぞれのライフスタイルにあった柔軟な形で就労できる支援体制を強化するとともに、各種サービスの質の向上を図り、男女がともに仕事と家庭を両立できる環境を整備することが重要です。



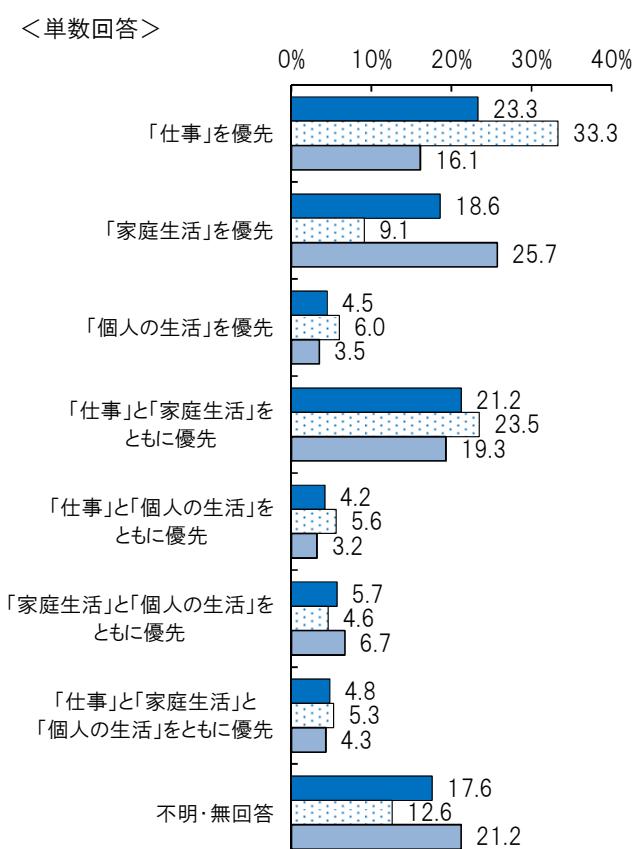
《アンケート調査結果》

■生活における「仕事」「家庭生活」「個人の生活」の優先度について

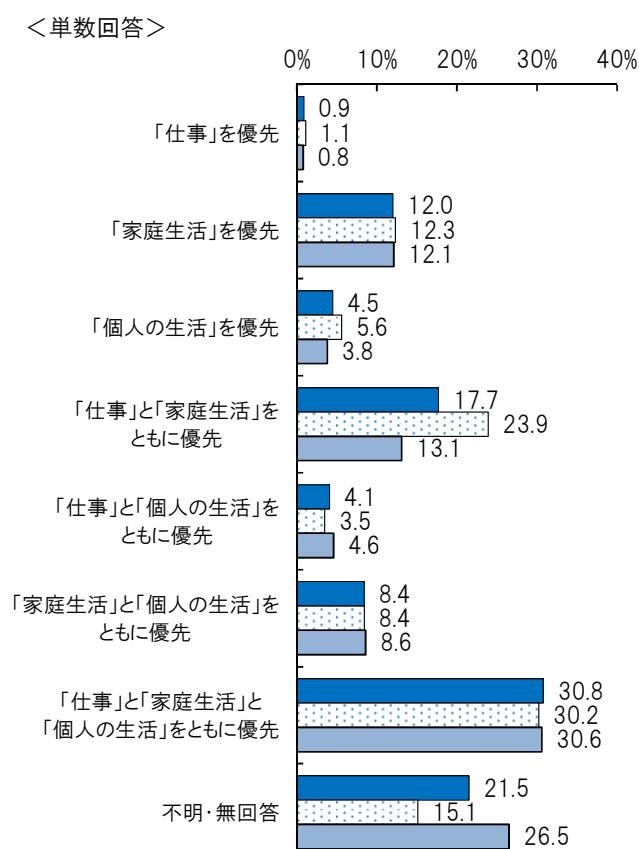
実際の生活で『「仕事」を優先』は23.3%、『「仕事」と「家庭生活」をともに優先』は21.2%となっています。理想の生活で『「仕事」と「家庭生活」と「個人の生活」をともに優先』は30.8%、『「仕事」と「家庭生活」をともに優先』は17.7%となっています。

男女で比較すると、実際の生活で『「仕事」を優先』では男性は33.3%、女性は16.1%で男性が17.2ポイント高くなっています。『「家庭生活」を優先』では男性は9.1%、女性は25.7%で女性が16.6ポイント高くなっています。理想の生活で『「仕事」と「家庭生活」をともに優先』では男性は23.9%、女性は13.1%で男性が10.8ポイント高くなっています。

[ア. 実際の生活]



[イ. 理想の生活]

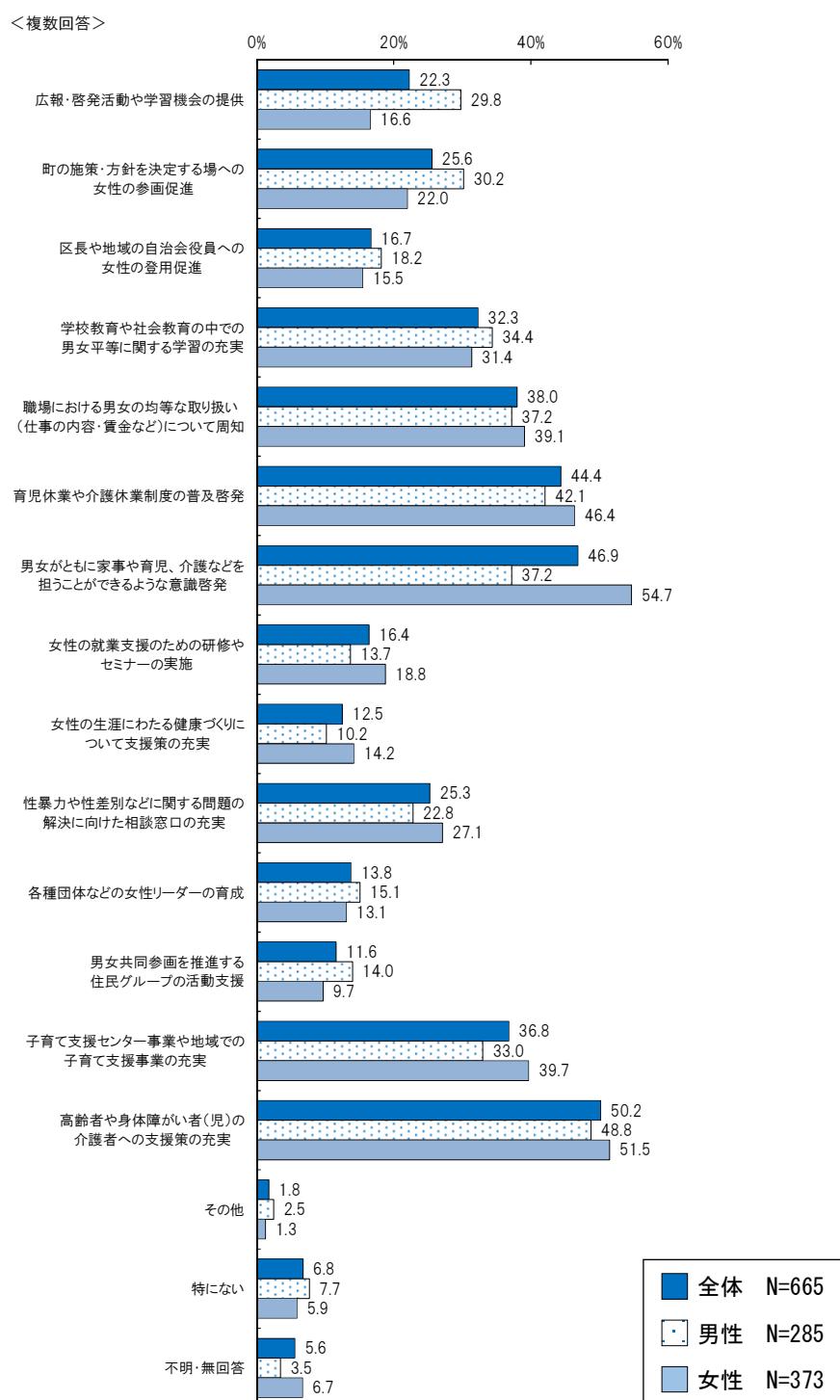


■ 全体 N=665
□ 男 N=285
△ 女 N=373

■男女共同参画を推進していくために、今後、水巻町はどのようなことに力を入れていくべきだとと思うかについて

「高齢者や身体障がい者（児）の介護者への支援策の充実」が50.2%、「男女がともに家事や育児、介護などを担うことができるような意識啓発」が46.9%、「育児休業や介護休業制度の普及啓発」が44.4%の順に高くなっています。

男女で比較すると、「広報・啓発活動や学習機会の提供」では男性は29.8%、女性は16.6%で男性が13.2ポイント高くなっています。「男女がともに家事や育児、介護などを担うことができるような意識啓発」では男性は37.2%、女性は54.7%で女性が17.5ポイント高くなっています。



＜取り組みの方向性＞

町民一人ひとりがそれぞれの希望に応じたワーク・ライフ・バランスを実現するため、子育てや介護に関する情報提供など、多様なニーズに応じた保育・介護サービスの充実を図り、仕事と家庭の両立を支援します。

＜取り組み内容＞

1 仕事と家庭両立における啓発活動の推進

No.	事業名	事業の内容	担当課
3	(再掲) ★男女共同参画の視点による地域への啓発	広報やホームページ等を通し、地域リーダーや住民への第3次プランの周知や男女共同参画に関する情報を提供し、性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行に気づき、それを見直していくための啓発活動をさらに進めています。	地域づくり課 地域協働係

2 子育て支援体制の充実

No.	事業名	事業の内容	担当課
43	講座等における託児の実施	町主催の講座や集団健診時等において託児制度を導入し、住民が参加しやすい環境を整えます。	生涯学習課 生涯学習係
			健康課 健康推進係
44	保育サービスの充実	通常保育のほか、延長保育、一時預かり、休日保育、障がい児保育、病児病後児保育などの保育サービスを充実させ、子育て世代が社会参画できる環境整備と支援を引き続き行っています。	子育て支援課 子育て支援係
45	放課後児童クラブの充実	指導員の資質向上を図るとともに施設の整備を図り、子育て世代が社会参加できるようサービスの充実に努めます。	学校教育課 学校教育係
46	子育て支援事業の充実	利用者のニーズに対応しながら、相談業務・遊び場の提供・親子イベント等、子育て支援センター事業の充実に努めます。	子育て支援課 子育て支援係
47	【新規】子育て世代への情報提供	子育て家庭の求める情報について、ホームページを充実させるほか、窓口で配布するパンフレットを作成し、よりわかりやすい情報提供に努めます。	子育て支援課 子育て支援係
48	【新規】産後ヘルパ一事業	産後の母親の精神的・肉体的負担を軽減するため、ヘルパー派遣による育児・家事支援を行うことで、産後の生活を支援します。	子育て支援課 子育て支援係

3 介護支援体制の充実

No.	事業名	事業の内容	担当課
49	介護者を支援するための情報提供の充実	「高齢者のためのサービスガイド」、「障がい児・者福祉ガイドブック」を有効に活用し、高齢者や障がい者、またその家族を支援するための、個々のニーズに合った情報提供に努めます。	福祉課 高齢者支援係
			福祉課 障がい支援係



第5章 計画の推進

1 推進体制の整備

(1) 庁内推進体制

すべての職員が男女共同参画社会の形成をめざすという共通認識を持ち、その実現に向けて率先して行動できるよう、意識啓発や情報共有に積極的に取り組みます。また、本計画の取り組み内容は幅広い分野にまたがっているため、町長を委員長とした庁内の決定機関である男女共同参画推進委員会を中心に、関係各課の連携を密にし、本計画の推進に努めます。

(2) 庁外推進体制

男女共同参画懇話会において、定期的に計画の実施状況の把握・点検を行うなど、男女共同参画の推進に関する事項について審議を行うことで、本計画の推進を図ります。

2 連携体制の整備

(1) 各種団体などの連携

男女共同参画を推進していくためには、町が直接取り組む施策だけではなく、住民をはじめ関係団体・機関・事業所などがそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取り組みを展開することが必要となります。そのため、各種団体などと連携・協働のもと男女共同参画の推進に取り組んでいきます。

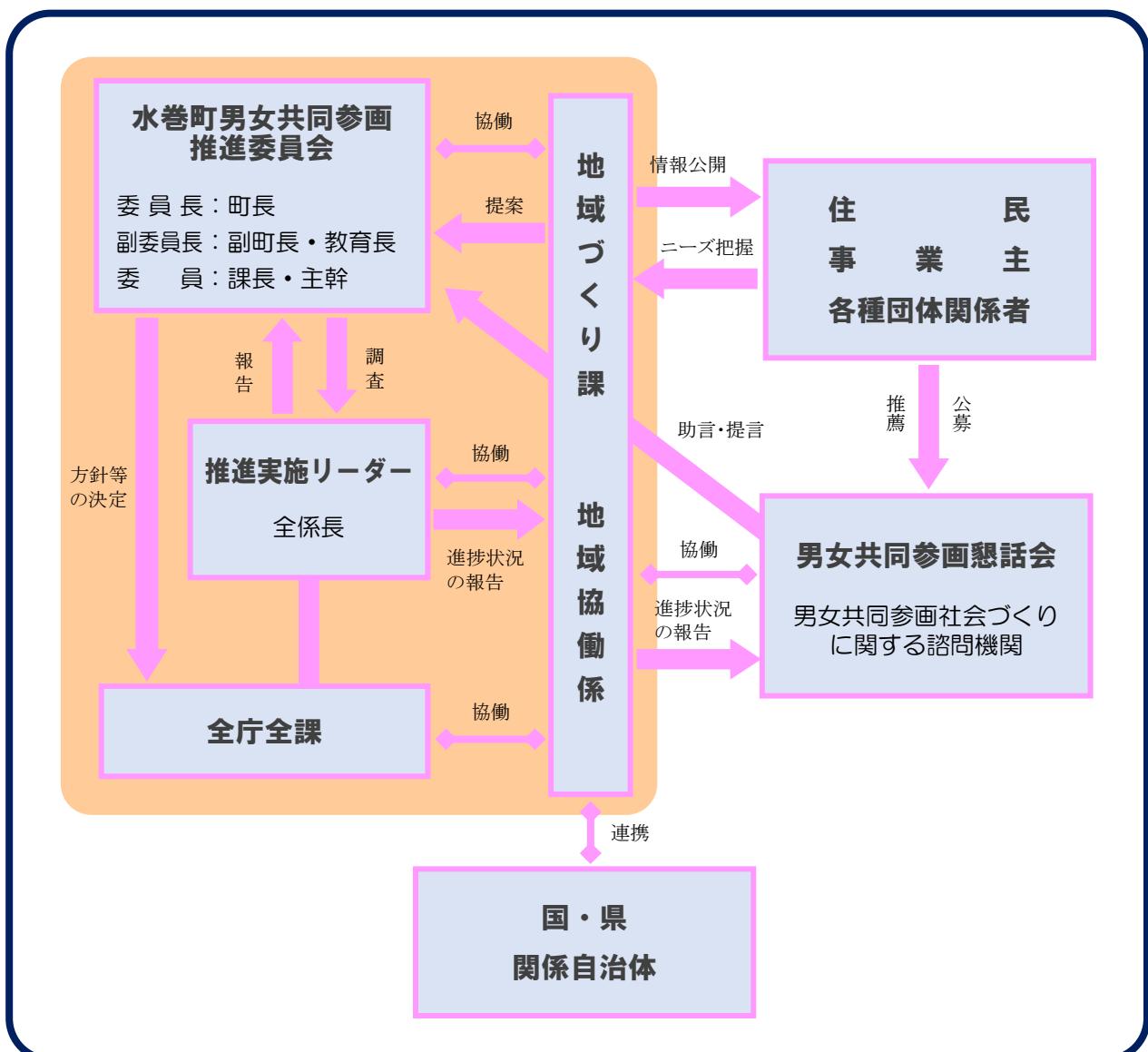
(2) 国・県などの連携

総合的かつ効果的な男女共同参画の推進を図るため、国や県、関係自治体などの連携を図ります。

3 計画の進捗管理

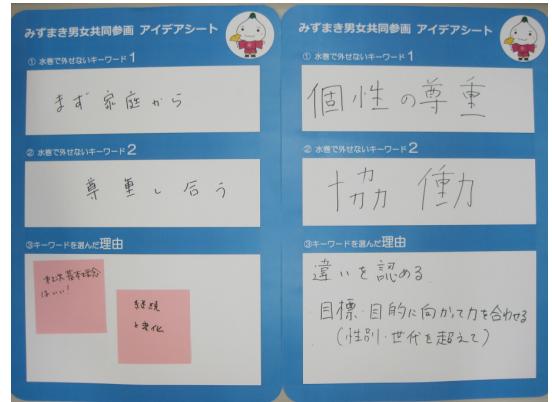
本計画を実行性のあるものにするため、計画の進捗状況に関して、達成状況を調査・点検します。また、住民向け意識調査及び事業所向け意識調査の結果をもとに、前期実施計画の最終年度である2023年度に、社会情勢の変化や計画の進捗状況などを踏まえて見直しを行い、本町における男女共同参画のさらなる推進を図ります。

推進・連携体制図



水巻町男女共同参画懇話会の様子

平成30年度第2回懇話会では、ワークショップを行い「第3次みずまき男女共同参画プランの基本理念について」というテーマで自由に語り合いを行いました。



資料編

- 1 水巻町男女共同参画懇話会条例
- 2 水巻町男女共同参画懇話会委員名簿
- 3 計画策定の経過
- 4 水巻町男女共同参画推進委員会要綱
- 5 関連諸法
 - (1)男女共同参画社会基本法
 - (2)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
 - (3)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 6 関連用語集
- 7 関連年表

1 水巻町男女共同参画懇話会条例

平成 17 年 4 月 1 日条例第 6 号

改正

平成 18 年 1 月 25 日条例第 13 号

平成 18 年 3 月 31 日条例第 33 号

平成 24 年 6 月 29 日条例第 16 号

平成 30 年 6 月 25 日条例第 20 号

(設置)

第1条 水巻町における男女共同参画社会の実現に向けて、広く町民の意見を求め、総合的、かつ、効果的な施策の推進を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、水巻町男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画に係る提言に関すること。
- (2) 男女共同参画実施計画の推進状況についての指導、助言に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、次の各号に掲げる者の中から町長が委嘱する 8 人以内の委員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体等関係者
- (3) 一般公募により選考された町民代表
- (4) その他町長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選とし、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 懇話会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 懇話会議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、懇話会において必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、水巻町特別職職員の給与等に関する条例（昭和 31 年条例第 9 号）の規定に定めるところにより支給する。

(庶務)

第10条 懇話会に関する庶務は、地域づくり課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、懇話会の運営に関する事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 25 日条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行し、同日以降初めての委員改選時から適用する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日条例第 33 号）

この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 29 日条例第 16 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 25 日条例第 20 号）

この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

2 水巻町男女共同参画懇話会委員名簿

任期：平成 29 年 6 月 1 日～平成 31 年 5 月 31 日

職 名	氏 名	備 考
会 長	木戸 智穂	男女共同参画推進グループ 「いっしょにやろう会」会長
副会長	諸永 泰治	吉田団地区長
委 員	阪井 俊文	北九州市立大学等 非常勤講師
委 員	安高 郁子	人権擁護委員
委 員	浜辺 大史	子育て応援宣言企業 福岡新水巻病院 健診室
委 員	山岡 敏子	住民代表
委 員	上之 浩	伊左座小学校長
委 員	松野 俊子	水巻町議会議員

(順不同・敬称略 職名等は委員委嘱当時)

3 計画策定の経過

年度	月 日	内 容
平成 29 年度	平成 29 年 7 月 3 日	第 1 回懇話会 諮問書の交付について 後期実施計画の進捗状況
	7 月 24 日	第 2 回懇話会 後期実施計画の進捗状況
	8 月 31 日	第 3 回懇話会 住民意識調査について
	10 月	男女共同参画に関する住民アンケート実施
	平成 30 年 2 月 26 日	第 4 回懇話会 住民アンケートの結果報告
平成 30 年度	平成 30 年 6 月 28 日	第 1 回懇話会 後期実施計画の進捗状況 骨子案について
	8 月 2 日	第 2 回懇話会 後期実施計画の進捗状況 骨子案について
	9 月 5 日	第 3 回懇話会 素案について
	10 月 4 日	第 4 回懇話会 素案について
	11 月 8 日	第 5 回懇話会 素案について
	11 月 16 日 ～12 月 14 日	パブリックコメントの実施
	平成 31 年 1 月 8 日	第 6 回懇話会 素案について 答申について

4 水巻町男女共同参画推進委員会要綱

平成 14 年 7 月 30 日告示第 85 号

改正

平成 18 年 3 月 31 日告示第 56 号

平成 18 年 12 月 28 日告示第 188 号

平成 24 年 9 月 13 日告示第 102 号

平成 30 年 7 月 13 日告示第 44 号

(設置)

第1条 男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、水巻町男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画推進に関する重要施策の基本的事項
- (2) 男女共同参画計画の策定に関する事項
- (3) その他委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる職員をもって構成する。

- (1) 町長
- (2) 副町長
- (3) 教育長
- (4) 課長及び主幹

(任期)

第4条 委員の任期は、当該職にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、町長をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、副町長及び教育長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員に対して出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員長は、必要に応じ特定事項を調査検討するため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が選任する職員をもって組織し、部会長は委員長が指名する。

3 部会長は、部会の事務を総理し、部会で成案を得たときは、速やかに委員長に報告しなければならない。

4 部会長は、必要があると認めるときは、関係職員に対して出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域づくり課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日告示第 56 号）

この告示は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 28 日告示第 188 号）

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 13 日告示第 102 号）

この告示は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 7 月 13 日告示第 44 号）
この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

5 関連諸法

(1) 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構構員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別の取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構構員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援する

ため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

- 第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

- 第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

- 第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であつてはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であつてはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対してても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

- 第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄 (施行期日)

- 第1条 この法律は、公布の日から施行する。(平成11年6月23日公布)

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

- 第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は内閣法の一部を改正する法律(平成 1
年法律第 88 号)の施行の日から施行する。〔後略〕

附 則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律〔中略〕は、平成 13 年 1 月 6 日から施
行する。
〔後略〕

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

最終改正 平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要なことに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付すことができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十三条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をして一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活に

おける活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

**第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
(職業指導等の措置等)**

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に關し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の关心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

- 四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十六の次に次の一号を加える。

二十の二十七 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

（内閣府設置法の一部改正）

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
--------------	--

附 則 （平成二九年三月三一日法律第一四号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十二条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百

分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日 法律第 31 号
最終改正 平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受けける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したと

きは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは都道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めると

ころにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前

- 6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられるこれを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過するまでの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛け著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられるこれを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過するまでの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

- 第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

- 第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受けた身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。
- （迅速な裁判）
- 第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
- （保護命令事件の審理の方法）
- 第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関する更に説明を求めることができる。
- （保護命令の申立てについての決定等）
- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の

記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

- 第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

（第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て）

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要が

あると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方においては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雜則

（職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

- 第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
 - 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受けた身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは、「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

- 第29条 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は

百万円以下の罰金に処する。

- 第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則 [抄]

(施行期日)

- 第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 平成14年3月31までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

- 第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成16年6月2日法律第64号）

(施行期日)

- 第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

- 第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成19年7月11日法律第113号） [抄]

(施行期日)

- 第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

6 関連用語集

A～Z

● L G B T（性的マイノリティ）

近年、性同一性障がい者、異性装者、同性愛者や両性愛者、先天的に身体上の性別が不明瞭である人（インターセックス）など、多様な性の在り方について、女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender：身体の性別とは異なる性別を生きる／生きたいと望む人）、の頭文字を用いて、L G B Tと表現している。

● M 字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

日本では結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するためおこるが、欧米先進諸国では子育て期における就業率の低下はみられない。

あ行

● イクボス

職場の部下等のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）、キャリア、人生を考え、組織の業績も考慮しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のこと。

● イクメン

働く男性が、育児をより積極的にしたり育児休業を取得することにより、子育てを楽しみ自分自身も成長する男性のこと。

● エンパワーメント

自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

第4回世界女性会議（北京会議）以降、女性が意思決定過程に参画できるよう、意識を高め自律的な力につけることを「女性のエンパワーメント」と訳されて広がった。

か行

● 協働

住民や地域、N P O・ボランティア団体等と行政が情報や課題を共有し、共に力を合わせて行動すること。

● 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」など、男女ははじめから性別によって適した役割や能力、活動する分野があり、それを分担するのが当然とする固定的な意識のこと。

さ行

● ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

●女子差別撤廃条約

1979年に国連で採択された条約で、正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。法律等の制度だけではなく、偏見や慣習、固定的な性別役割分担など私的な領域も含めたあらゆる分野における女性差別を解消することを目的としている。日本は、国籍法の改正や男女雇用機会均等法の制定、家庭科教育の見直しなどの条件整備の後、1985年に批准した。

た行

●ドメスティック・バイオレンス（DV）

日本の法令等で明確に定義された言葉ではないが、一般的には、配偶者や恋人など親密関係にある、または過去に親密な関係にあった者からの身体的、精神的、経済的、性的暴力を示す。

●デートDV

DVの中でも、10代や20代の学生や若い世代を含め、交際している交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的および性的暴力のこと。過剰な束縛などもそれに該当する。

は行

●ハラスメント

力関係を利用して、相手の意に反した、不適切な言動を行うことで不利益や損害を与えたり、個人の尊厳を損なう行為。代表的なハラスメントとして、「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「モラル・ハラスメント」等があげられる。

- ・セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

職場や学校などで、相手が望まない性的な言動をすること。例えば、身体に不必要に触れたり、性関係を迫ったり、性的なうわさを広めたり、人目につく場所にわいせつな写真を掲示することなど。

- ・パワー・ハラスメント（パワハラ）

職権などの権力を背景にして、本来の業務の範囲を超えて、人格と尊厳を傷つけ、苦痛を与える言動。

- ・モラル・ハラスメント（モラハラ）

職場や家庭などでおこる、言葉や態度などによる精神的暴力、いやがらせのこと。

●ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること（男女共同参画社会基本法第2条第2号参照）。

わ行

●ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

年号	世界	日本・福岡県	水巻町
昭和 50 年 (1975 年)	国際婦人年世界会議開催 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 「国連婦人の 10 年」決定 (1976~1985 年)	「婦人問題企画推進本部」及び 「婦人問題企画推進会議」設置 「総理府問題担当室」設置	
昭和 53 年 (1978 年)		「福岡県婦人関係行政推進会議」 および「福岡県婦人問題懇話会」設置	
昭和 54 年 (1979 年)	国連総会にて「女子に対するあら ゆる形態の差別の撤廃に関する 条約」採択	福岡県「婦人対策室」設置	
昭和 55 年 (1980 年)	「国連婦人の 10 年」中間年世界 会議開催 「国連婦人の 10 年後半期行動計 画プログラム」採択	「婦人問題解決のための福岡県行動計 画」策定	
昭和 60 年 (1985 年)	「第3回世界女性会議」開催 (ナイロビ) 「ナイロビ将来戦略」採択	「国民年金法の一部を改正する法律」 (女性の年金権の確立) 成立 「女子差別撤廃条例」批准	
昭和 61 年 (1986 年)		「男女雇用機会均等法」施行 「第2次福岡県行動計画」策定	
平成 5 年 (1993 年)	「女性に対する暴力の撤廃に関 する宣言」採択	「パートタイム労働法」施行	
平成 6 年 (1994 年)	「国際人口・開発会議」開催 (カイロ)	「男女共同参画室」「男女共同参画審議 会」(総理府) 設置 「男女共同参画推進本部」設置	
平成 7 年 (1995 年)	「第4回世界女性会議」開催 (北京)		
平成 8 年 (1996 年)		「男女共同参画 2000 年プラン」策定 「第3次福岡県行動計画」策定	
平成 11 年 (1999 年)		「改正男女雇用機会均等法」施行 「男女共同参画社会基本法」施行	
平成 12 年 (2000 年)		「男女共同参画基本計画」策定	
平成 13 年 (2001 年)		内閣府に「男女共同参画会議」「男女共 同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護に関する法律」公布・一部施行 「福岡県男女共同参画推進条例」施行	
平成 14 年 (2002 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護に関する法律」全面施行 「福岡県男女共同参画審議会」設置 「福岡県男女共同参画計画」策定	男女共同参画に関する住民意識 調査実施 男女共同参画プラン策定部会設 置 男女共同参画推進委員会要綱を 制定 男女共同参画推進員会設置
平成 15 年 (2003 年)		「少子化社会対策基本法」及び「次世 代育成支援対策推進法」施行	水巻まちづくり懇話会から水巻 町男女共同参画社会づくりにつ いての提言書提出 男女共同参画講演会実施
平成 16 年 (2004 年)		「改正配偶者暴力防止法」施行 「男女共同参画会議」に男女共同参画 計画策定の基本的な考え方について諮 問	みずまき男女共同参画プラン策 定 男女共同参画推進リーダー部会 設置 男女共同参画講演会実施

年号	世界	日本・福岡県	水巻町
平成 17 年 (2005 年)	第 49 回国際婦人の地位委員会 (「北京+10」) (ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画改定に当つての基本的な考え方—男女が共に輝く社会へ—」を答申 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	水巻町男女共同参画懇話会条例制定 第1期水巻町男女共同参画懇話会設置 水巻町男女共同参画懇話会から町長へ提言書提出
平成 18 年 (2006 年)	第 1 回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催(東京)	「男女雇用機会均等法」改正 「女性の再チャレンジプラン」改定 「第2次福岡県男女共同参画計画」策定 「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	北九州地区男女共同参画地域フォーラム実施 水巻町男女共同参画懇話会から町長へ提言書提出
平成 19 年 (2007 年)	第 2 回東アジア男女共同参画担当大臣会合(ニューデリー)	「(改正) 男女雇用機会均等法」施行 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」憲章と行動指針策定	第2期水巻町男女共同参画懇話会発足
平成 20 年 (2008 年)		「(改正) パートタイム労働法」施行 「(改正) 配偶者暴力防止法」施行、基本方針改訂	水巻町男女共同参画懇話会から町長へ提言書提出 男女共同参画に関する住民意識調査実施 男女共同参画をテーマに世代間交流発表会実施
平成 21 年 (2009 年)			水巻町男女共同参画懇話会から町長へ答申 第2次みずまき男女共同参画プラン策定 遠賀郡4町男女共同参画リレー講座実施
平成 22 年 (2010 年)	第 54 回国連婦人の地位委員会 (「北京+15」) (ニューヨーク)	「第3次男女共同参画基本計画」策定	みずまき・あすばる男女共同参画地域づくり事業実行員会発足 男女共同参画リーフレット作成
平成 23 年 (2011 年)	「UN Women」発足	「第3次福岡県男女共同参画計画」策定 「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	あすばる出前講座実施 男女共同参画に関する住民アンケートの実施
平成 24 年 (2012 年)	第 56 回国連婦人の地位委員会 (ニューヨーク)	「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	機構改革を実施(男女共同参画業務とDV業務が同一係に統合)
平成 25 年 (2013 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	第3期水巻町男女共同参画懇話会発足
平成 26 年 (2014 年)	第 58 回国連婦人の地位委員会 (ニューヨーク)	「『日本再興戦略』改訂 2014」閣議決定 「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」改定	水巻町男女共同参画懇話会から町長へ答申 第2次みずまき男女共同参画プラン後期実施計画策定
平成 27 年 (2015 年)	第 59 国連婦人の地位委員会 (「北京+20」) (ニューヨーク) 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs)採択 「UN Women」日本事務所開設	「第4次男女共同参画基本計画」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定	第4期水巻町男女共同参画懇話会発足

年号	世界	日本・福岡県	水巻町
平成 28 年 (2016 年)		「女性活躍加速のための重点方針 20 16」策定 「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 「第 4 次福岡県男女共同参画計画」策定 「第 3 次福岡県配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護等に関する基本計 画」策定 「福岡県女性の活躍応援協議会」設立	男女共同参画管理職及び職員研 修実施
平成 29 年 (2017 年)	「ジェンダーに配慮した経済環 境のための G7 ロードマップ」採 択	「女性活躍加速のための重点方針 20 17」策定 「働き方改革実行計画」取りまとめ 「子育て安心プラン」公表 「福岡の女性活躍行動宣言」採択	北九州都市圏域共同イクボス宣 言 人権・男女共同参画講演会実施 第 5 期水巻町男女共同参画懇話 会発足 男女共同参画に関する住民意識 調査実施
平成 30 年 (2018 年)		「政治分野における男女共同参画の推 進に関する法律」施行	
平成 31 年 (2019 年)			水巻町男女共同参画懇話会から 町長へ答申 第 3 次みづまき男女共同参画プ ラン策定 男女共同参画講演会実施

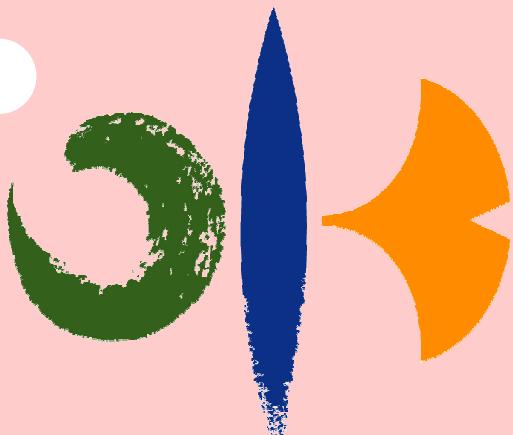
第3次みずまき男女共同参画プラン

発行年月：平成31年3月

発行：福岡県 水巻町 地域づくり課

〒807-8501 福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号

TEL：093-201-4321 / FAX：093-201-4423



水と緑の夢絵巻
みずまき

